

きたもとしだいななきしょうがいふくしけいかく
北本市第七期障害福祉計画

きたもとしだいさんきしょうがいじふくしけいかく
北本市第三期障害児福祉計画

れいわ ねん がつ
令和6年3月

きたもとし
北本市

は じ め に

本市では、福祉・保健・医療・教育・就労・住宅等、すべての分野での障がい福祉施策を計画的に推進するために、障害者基本法に基づく障害者基本計画として、平成29年度から令和8年度までの10年間を計画期間とした「第三次北本市障害者福祉計画」を策定しております。

計画期間の中間年である令和3年度には、障がい者施策を巡る動向や関係法令、制度改正等を踏まえ、中間年の見直しを行い、障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ライフステージに応じた切れ目ない支援体制の構築に取り組んでまいりました。

また、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき「北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保を計画的に推進しているところですが、令和5年度が計画期間の最終年度であることから、本計画を策定いたしました。

これまで本市では、障がいのある方の多様化したニーズや複合的な課題を把握し、適切な保健、医療、福祉サービスに繋げる等の連携が重要であると考え、令和元年度に委託相談支援事業所を1箇所増やし合計3箇所とするとともに、令和2年度には鴻巣市と共同で基幹相談支援センターを設置し、重層的な相談支援体制の構築を進めてまいりました。今後も、基幹相談支援センターの機能強化や市内の相談支援体制の強化に取り組んでまいります。

結びとなりますが、本計画の策定にあたり、貴重なご意見、ご提言をいただきました「北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画策定委員会」の委員の皆様をはじめ、関係機関、関係団体の皆様、また、アンケート調査にご協力いただきました皆様、そして市民の皆様に感謝申し上げますとともに、今後の障がい福祉施策の推進にあたりましても、より一層のご支援、ご協力を賜りますことをお願い申し上げます。

令和 6 年 3 月



北本市長 三 宮 幸 雄

もくじ 目次

1	計画の策定にあたって	9
(1)	計画策定の背景	9
(2)	計画の基本的な考え方	10
(3)	計画の期間	12
(4)	北本市障害者福祉計画との関係	12
(5)	障がい者(児)を対象としたサービスの全体像	14
2	障がい者(児)の現状	15
(1)	障がい者(児)数の推移等	15
(2)	就学の状況	18
(3)	就労の状況	19
3	アンケート調査結果	20
(1)	調査概要	20
(2)	調査結果【抜粋】	20
4	前回計画の成果目標の進捗状況	33
5	成果目標(令和8年度の将来像)の設定	35
(1)	福祉施設の入所者の地域生活への移行	35
(2)	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	36
(3)	地域生活支援の充実	37
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	39
(5)	障がい児支援の提供体制の整備等	42
(6)	相談支援体制の充実・強化等	45
(7)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	47
6	障害福祉サービス等の見込量と確保のための方策	49

(1) 訪問系サービス	50
(2) 日中活動系サービス	55
(3) 居住系サービス	66
(4) 相談支援	69
(5) 地域生活支援拠点等	72
(6) 障がい児支援	73
(7) 発達障がい者等に対する支援	80
(8) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	82
(9) 相談支援体制の充実・強化のための取組	84
(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組	86
7 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策	87
(1) 必須事業	88
(2) その他(任意事業)	97
8 計画の推進に向けて	99
(1) 計画の推進体制	99
(2) 計画の進行管理(点検・評価)	99
資料編	92
(1) 策定経過	92
(2) 北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画 策定委員会設置規程	94
(3) 北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画 策定委員会委員名簿	96
(4) 北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画 策定幹事会設置規程	97
(5) 北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画 策定幹事会幹事名簿	98
(6) 自立支援協議会の組織と活動内容	99

(7)市内にある ^{しない} 障 ^{しょうがい} 害 ^{ふくし} 福祉サービス事業所等 ^{じぎょうしょとう}	101
(8)用語説明 ^{ようごせつめい}	105

○本計画では、「障がい者」等の表記については、平成 23 年に定めた「障害者の「害」の字をひらがな表記とすることに関する指針」に基づき、法令の名称や用語、制度・事業名、固有名詞、専門用語などを除き、障がい者の「害」の字を「がい」と表記します。

○本計画における「障がいのある人」等の範囲は、特に定めがない限り、以下のとおりです。

「障がいのある人」・・・身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい*者及び高次脳機能障がい*者を含む）及び難病*患者であって児童を含むもの。

「障がい者」・・・障害者総合支援法*に定める「障害者」。

「障がい児」・・・児童福祉法に定める「障害児」。

○巻末の「用語説明」に記載がある用語には、*印をつけています。

（ページ内に複数同じ用語がある場合は、初出のもののみ）

1 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の背景

平成18年に国際連合総会本会議において、「障害者の権利に関する条約(障害者権利条約)*」が採択されました。この条約では、すべての障がいのある人と他の人たちとの平等の実現が進むことを促しています。日本は平成26年にこの条約に批准し、現在は条約に則った国際的な仕組みの中で、条約が示す社会の実現を進めているところです。条約では、「障がい」を心身の機能の障がいがある人に対する他の人たちの態度や環境との関係で生じる障壁と捉え、障がいのある人が人権を尊重され基本的自由等を行行使することができるよう、「合理的配慮*」という考え方を示しています。

障害者権利条約の作成過程では、「私たちのことを私たち抜きで決めないで(Nothing about us without us)」というスローガンの下で障がい当事者が積極的に参画しました。日本でも障がい者施策に関して障がい者や関係者の意見を聞く仕組みが整えられつつあり、政策においても、個人の生活や支援についても、障がい当事者の参加が基本となっています。

障がいがある子どもは、一人の子どもとして、差別なく適切に養育され、保護され、健やかな成長及び発達並びに自立が図られるべき存在で、表現の自由などの権利をもつ主体です。その際には、特別なニーズに対応した特別なケアを受けられることが認められています。「児童福祉法」の平成28年改正では、「医療的ケア児*」への対応が求められ、新たに「障害児福祉計画」の策定が義務付けられました。「医療的ケア児及びその家族の支援に関する法律」(令和3年施行)は、医療的ケア児とその家族に対する支援に関し、基本的理念を定め、医療的ケア児の健やかな成長を図ると共に、その家族の離職の防止を図り、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的として、国、地方公共団体等の責務等を定めています。

令和4年、障害者権利条約の履行状況について、国連の「障害者の権利に関する委員会(国連障害者権利委員会)」から日本への総括所見が出されました。この中で日本は、自立した生活*および社会への包容、教育、就労、法律の前に等しく認められる権利等、多くの勧告を受けています。これらの勧告は次回報告までに国として実施すべきこととなります。

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、「障害者総合支援法*」及び「児童福祉法」の規定により、国が定める「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下「基本指針」という。)に即して定めるものとされています。また、策定にあたっては、これらを一体のものとして作成することができるものとされています。

この計画は、「北本市第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画」が令和5年度に計画期間の満了を迎えることに伴い、これまでの成果等を考慮し、令和6年度以降の障害福祉サービス等の必要な見込量とその確保のための方策を定め、もって障がい福祉施策を効率的に推進することを目的に策定するものです。

(2) 計画の基本的な考え方

本市では、国の「基本指針」における障害福祉計画及び障害児福祉計画(以下「障害福祉計画等」という。)の基本的な理念を踏まえ、次の7つのことを本市における障害福祉計画等の基本的な考え方(理念)とします。

① 障がいのある人等の自己決定の尊重と意思決定の支援

地域共生社会を実現するため、障がいのある人等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

② 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障がいのある人等の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者(発達障がい*者、高次脳機能障がい*者を含む)、難病患者等であって18歳以上の者及び障がい児とし、サービスの充実を図ります。

③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がいのある人等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がいのある人等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

また、地域生活に対する安心と自立した生活*への支援に向けて、多様な地域の体制づくりの機能を有する地域生活支援拠点*を整備するとともに、整備・運営にあたって、基幹相談支援センター*との効果的な連携を図ります。

④ 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組み作りや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

また、包括的な支援体制の推進に向けて、地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、体制の整備を進めます。

⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援します。

障がい児、その家族に対し、障がいの疑いのある段階から身近な施設で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

さらに、障がい児が障害児支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、地域社会への参加や包容(インクルージョン*)を推進します。

⑥ 障がい福祉人材の確保・定着

障がいのある人の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくため、提供体制の確保と併せてそれを担う人材の確保・定着を図ります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等を行うとともに、職場環境の改善や業務の効率化に関係者が協力して取り組んでいきます。

⑦ 障がい者の社会参加を支える取組

関係部局との連携を図りつつ、合理的配慮*の提供とそのための環境整備に留意しながら、障がいのある人の多様なニーズを踏まえ、文化芸術活動や健康づくり、スポーツなどの分野を含め、地域でいきいきと安心して健康的に暮らすことができる社会を目指します。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

さらに、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とします。

令和3年度 2021	令和4年度 2022	令和5年度 2023	令和6年度 2024	令和7年度 2025	令和8年度 2026
第五次北本市総合振興計画（基本構想・基本計画）					
		第三次北本市地域福祉計画			
第三次北本市障害者福祉計画 「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現					
北本市第六期障害福祉計画 北本市第二期障害児福祉計画			北本市第七期障害福祉計画 北本市第三期障害児福祉計画		
			北本市高齢者福祉計画2024 第9期介護保険事業計画		
第二期北本市子ども・子育て支援事業計画					

(4) 北本市障害者福祉計画との関係

本計画は、障害者総合支援法*第 88 条に定める「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画」、児童福祉法第 33 条の 20 に定める「障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画」に位置づけられますが、障害者基本法*第 11 条に基づく障害者計画とは調和が保たれていることが求められます。

本市では、平成 29 年3月に「第三次北本市障害者福祉計画（「支えあい、ともに暮らしあうまち 北本」の実現）」（計画期間：平成 29（2017）年度から令和8（2026）年度まで）を策定しました。また、令和4年3月には、中間年の見直しを行っています。

本計画の実施にあたっては、第三次北本市障害者福祉計画と調和を保ちながら、進めていくこととします。

■障害者基本法*

第 11 条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画(以下「市町村障害者計画」という。)を策定しなければならない。

■障害者総合支援法*

第 88 条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

■児童福祉法

第 33 条の 20 第1項

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
計画期間	中長期	3年間	3年間
計画内容	障がい者のための施策に関する基本的事項を定める。	障害福祉サービス等の必要量や確保に関して定める。	障害児通所支援等の必要量や確保に関して定める。

(5) 障がい者(児)を対象としたサービスの全体像

障がい者を対象としたサービスは、障害者総合支援法*に定められており、個別に支給決定が行われる「自立支援給付」と、利用者の状況に応じて市町村が柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。また、障がい児を対象としたサービスは、別に児童福祉法に定められています。

■障害者総合支援法に基づくサービス体系



2 しょう しゃ じ げんじょう 障がい者(児)の現状

(1) しょう しゃ じ すう すいとう 障がい者(児)数の推移等

令和5年3月31日現在、身体障害者手帳*所持者は1,900人、療育手帳*所持者は485人、精神障害者保健福祉手帳*所持者は689人となっています。令和元年度末からの3年間で、身体障害者手帳所持者が117人減少する一方、療育手帳所持者が38人、精神障害者保健福祉手帳所持者が168人それぞれ増加しています。

人口に占める割合は3障がい合わせて4.69%となっています。

■各手帳所持者数(構成比)の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
人口	66,230 (100%)	65,920 (100%)	65,798 (100%)	65,613 (100%)
身体障害者手帳所持者	2,017 (3.05%)	1,968 (2.99%)	1,936 (2.94%)	1,900 (2.90%)
療育手帳所持者	447 (0.67%)	455 (0.69%)	467 (0.71%)	485 (0.74%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	521 (0.79%)	556 (0.84%)	594 (0.90%)	689 (1.05%)
3障がい合計	2,985 (4.51%)	2,979 (4.52%)	2,997 (4.55%)	3,074 (4.69%)

(単位:人、各年度末現在)

■年齢別

	18 歳未満	18 歳以上	合計
身体障害者手帳所持者	31	1,869	1,900
療育手帳所持者	112	373	485
精神障害者保健福祉手帳所持者	23	666	689

(単位:人、令和4年度末現在)

■程度別

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
身体障害者手帳所持者	651	260	275	507	96	111	1,900

	最重度①	重度 A	中度 B	軽度 C	合計
療育手帳所持者	104	106	135	140	485

	1級	2級	3級	合計
精神障害者保健福祉手帳所持者	71	455	163	689

(単位:人、令和4年度末現在)

令和4年度末の障害支援区分認定者数は、区分1が3人、区分2が59人、区分3が77人、区分4が66人、区分5が68人、区分6が103人です。5年前と比較すると、合計人数は71人増加しています。

■障害支援区分認定者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
区分1	4	10	9	6	3	3
区分2	49	55	59	63	57	59
区分3	37	40	49	61	74	77
区分4	70	72	68	59	60	66
区分5	60	57	64	68	70	68
区分6	85	89	99	100	100	103
合 計	305	323	348	357	364	376

(単位:人、各年度末現在)

障害福祉サービス見込量算出のために、令和5年度から令和8年度の障がい者数を推計しました。身体障害者手帳*所持者数は減少傾向、療育手帳*所持者数、精神障害者保健福祉手帳*所持者数は増加傾向にあり、計画期間の3年間についてもこの傾向が続くと仮定して推計を行ったものです。

■各手帳所持者数(構成比)の推計

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人口	65,409 (100%)	65,205 (100%)	65,002 (100%)	64,799 (100%)
身体障害者手帳所持者	1,863 (2.85%)	1,826 (2.80%)	1,790 (2.75%)	1,755 (2.71%)
療育手帳所持者	498 (0.76%)	512 (0.79%)	526 (0.81%)	541 (0.84%)
精神障害者保健福祉手帳所持者	757 (1.16%)	831 (1.27%)	913 (1.40%)	1,003 (1.54%)
3障がい合計	3,118 (4.77%)	3,169 (4.86%)	3,229 (4.97%)	3,299 (5.09%)

(単位:人、各年度末現在)

令和5年12月1日現在で、「難病*の患者に対する医療等に関する法律」による難病医療費助成制度の対象疾病(指定難病)は338疾病、「児童福祉法」による小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象疾病は788疾病となっています。

■難病患者数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指定難病医療受給者	483	487	510
小児慢性特定疾病医療受給者	43	50	55
合計	526	537	565

(単位:人、各年度末現在)

自立支援医療*とは、心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度のことです。

■自立支援医療(精神通院医療)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	1,093	1,082	1,147

(単位:人、各年度末現在)

(2) 就学^{しゅうがく}の状^{じょうきょう}況

令和5年4月1日現在、特別支援学校*等の小学部に21人の児童、中学部に22人、高等部に30人の生徒が通学しています。

主な通学先は、県立騎西特別支援学校、県立川島ひばりが丘特別支援学校です。

■特別支援学校等在籍者

	令和5年度		
	小学部	中学部	高等部
1 年	2	6	7
2 年	6	13	11
3 年	4	3	12
4 年	1		
5 年	5		
6 年	3		
合計	21	22	30

(単位:人、令和5年4月1日現在)

令和5年4月1日現在、市内の小学校7校の特別支援学級*に85人の児童、中学校4校の特別支援学級に43人の生徒が在籍しています。

■特別支援学級等在籍者

	令和5年度	
	小学校	中学校
1 年	10	18
2 年	14	12
3 年	18	13
4 年	9	
5 年	18	
6 年	16	
合計	85	43

(単位:人、令和5年4月1日現在)

(3) 就労の状況

令和4年度末の大宮公共職業安定所(ハローワーク)管内の障がい者就職者数は、身体障がい者134人、知的障がい者127人、精神障がい者397人、その他の障がい者が47人です。

■大宮公共職業安定所管内の障がい者就職者数

	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体	129(58)	145(65)	141(70)	119(41)	112(40)	134(48)
知的	130(51)	118(37)	141(47)	114(50)	132(43)	127(54)
精神	314	345	336	264	328	397
その他	10	9	15	59	72	47

※()内は重度障がい者数 (単位:人、各年度末現在)

障がい福祉課に設置している障がい者就労支援センターでは、就労支援相談員が就労を希望する障がい者の相談を受け、本人の希望や能力、障がい特性等に応じ、ハローワークへの登録、会社見学、職場実習、面接等の支援をしています。また、就職後も定期的に職場訪問を行い、本人と職場の双方が障がい特性を理解しながら職場に定着できるよう支援をしています。

登録者数、就労者数とも少しずつ増えており、令和4年度末には登録者数は 191 人、就労者数は 107 人となっています。就労率も増加傾向にあり、平成 29 年度以降、登録者の半数以上が就労につながっています。

■北本市障がい者就労支援センター 登録者数及び就労者数

		平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
登録者数	身体	13	16	20	23	23	29
	知的	47	52	54	62	71	78
	精神	61	63	60	68	75	84
	その他	1	1	0	0	0	0
	合計	122	132	134	153	169	191
就労者数	身体	8	9	11	12	9	14
	知的	28	33	36	37	50	55
	精神	29	30	29	29	38	38
	その他	0	0	0	0	0	0
	合計	65	72	76	78	97	107
就労率(%)		53.3	54.5	56.7	51.0	57.4	56.0

(単位:人、各年度末現在)

3 アンケート調査結果

(1) 調査概要

本計画の策定にあたり、検討の基礎資料とするため、令和4年12月に、郵送による2種類のアンケート調査を実施しました。調査の概要は次のとおりです。

調査種類	対象		配布数	回収数	回収率
障がい者アンケート	障害者手帳をお持ちの方 (無作為抽出)	今回調査 R4.12	1,000	634	63.4%
		前回調査 R2.3	1,000	641	64.1%
障がい児アンケート	障害者手帳をお持ちの方・ 障害児通所支援等を利用している障がい児の保護者 (無作為抽出)	今回調査 R4.12	100	64	64.0%
		前回調査 R2.3	100	53	53.0%

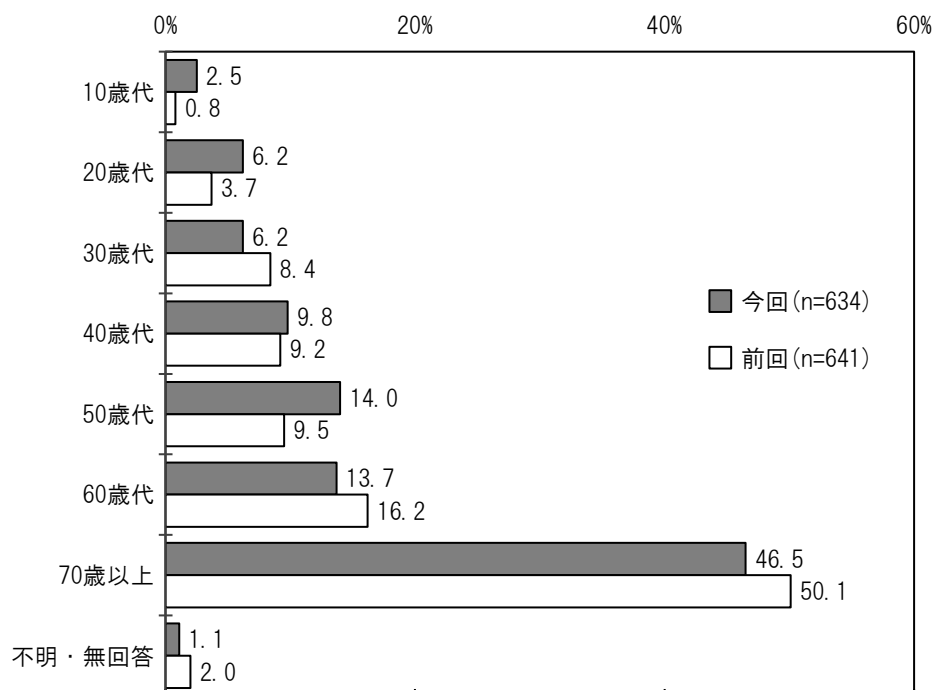
※障がい種別を次のとおり表記しています。

身体障害者手帳*所持者	【身体障がい】
療育手帳*所持者	【知的障がい】
精神障害者保健福祉手帳*所持者	【精神障がい】

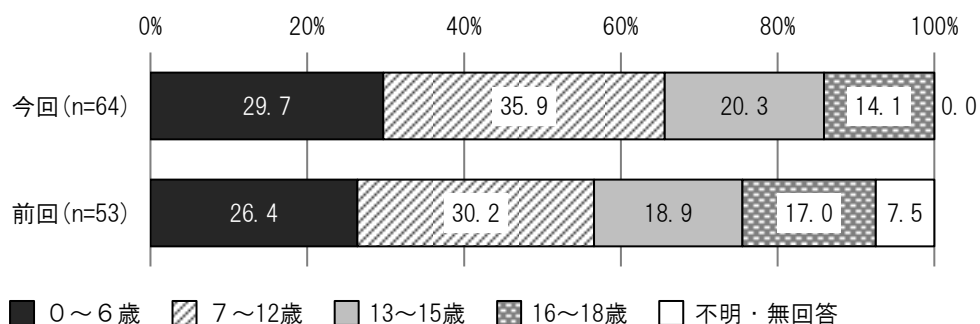
(2) 調査結果【抜粋】

① 年齢

【障がい者アンケート】の回答者は、「70歳以上」が最も多く、次いで「50歳代」、「60歳代」となっています。

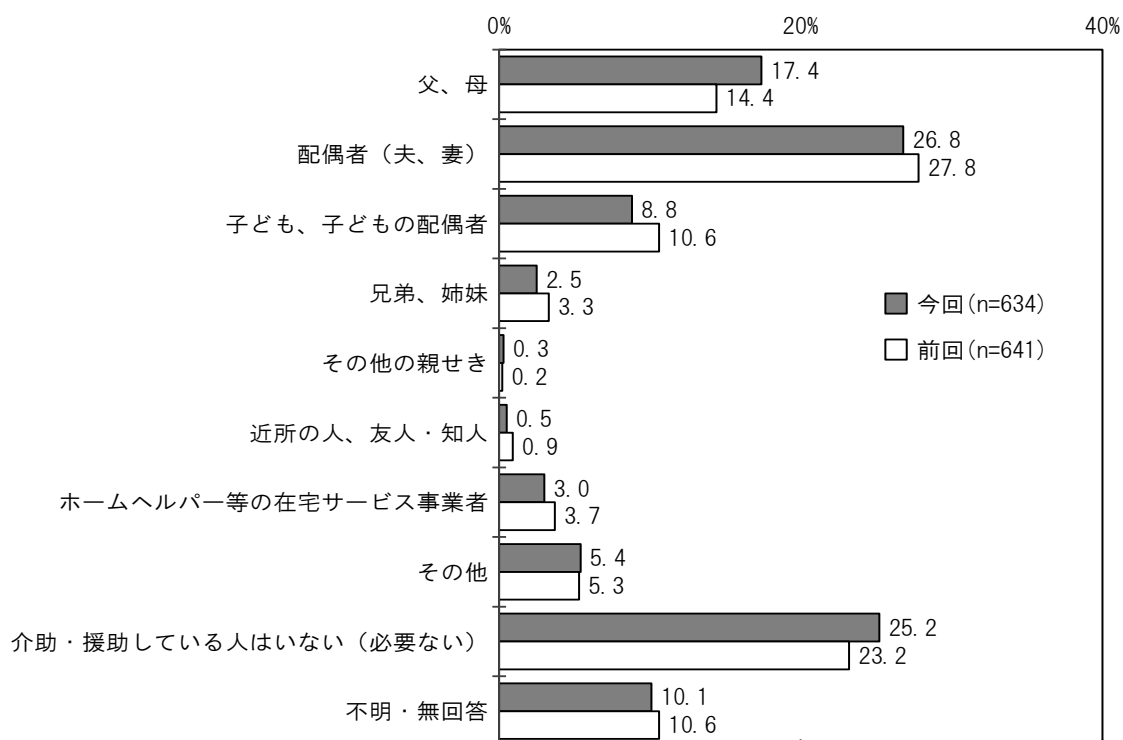


【障がい児アンケート】では、「7～12 歳」が最も多く、次いで「0～6歳」、「13～15 歳」となっています。



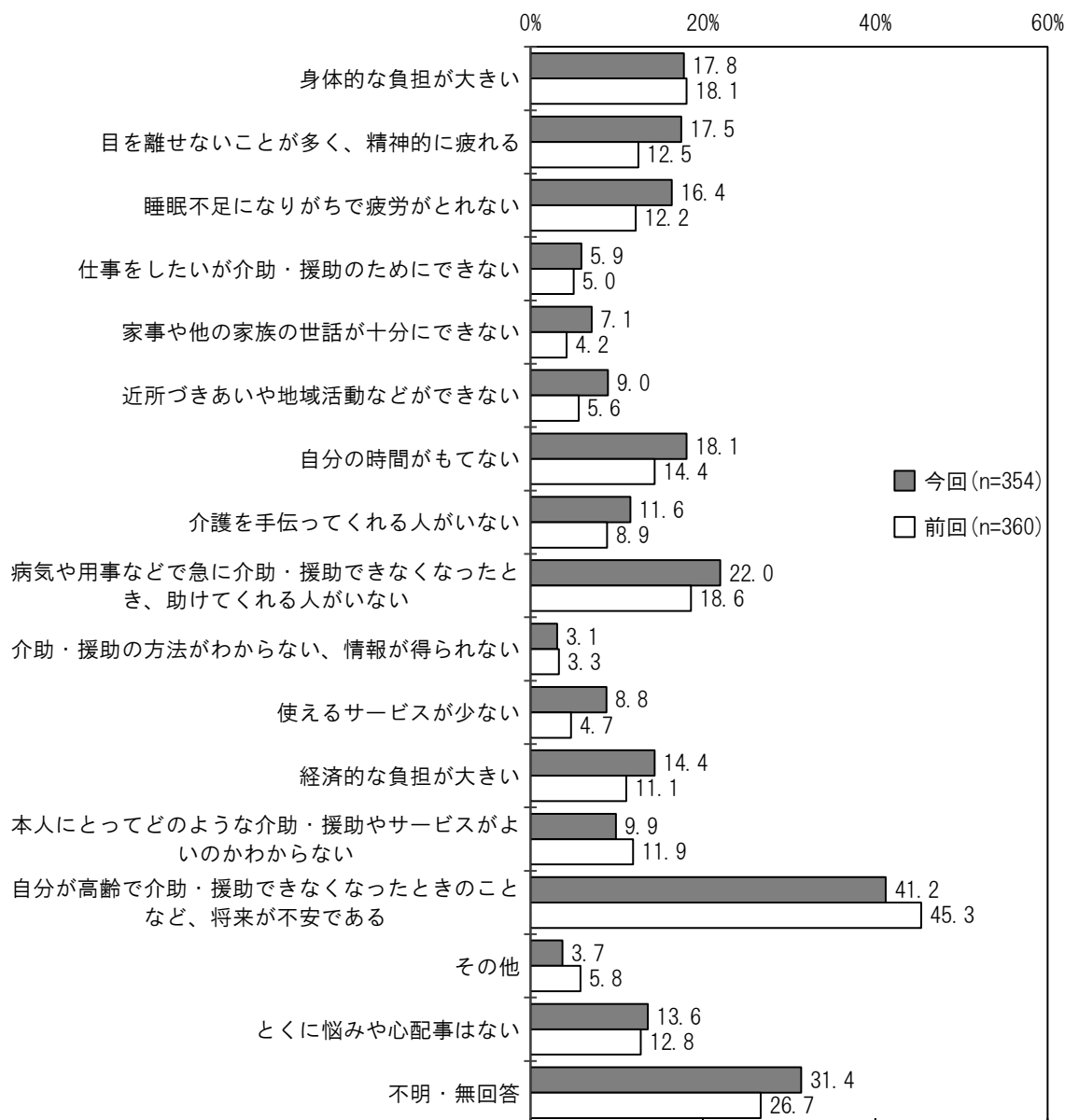
② 主な介助・援助者

【障がい者アンケート】では、「配偶者(夫、妻)」の割合が最も高く、次いで「介助・援助している人はいない(必要ない)」、「父、母」となっています。



③ 介助・援助における悩みや心配事

【障がい者アンケート】では、「自分が高齢で介助・援助できなくなった時のことなど、将来が不安である」の割合が最も高く、次いで「病気や用事などで急に介助・援助できなくなったとき、助けてくれる人がいない」、「自分の時間がもてない」、「身体的な負担が大きい」、「目を離せないことが多く、精神的に疲れる」、「目を離せないことが多く、精神的に疲れる」となっています。



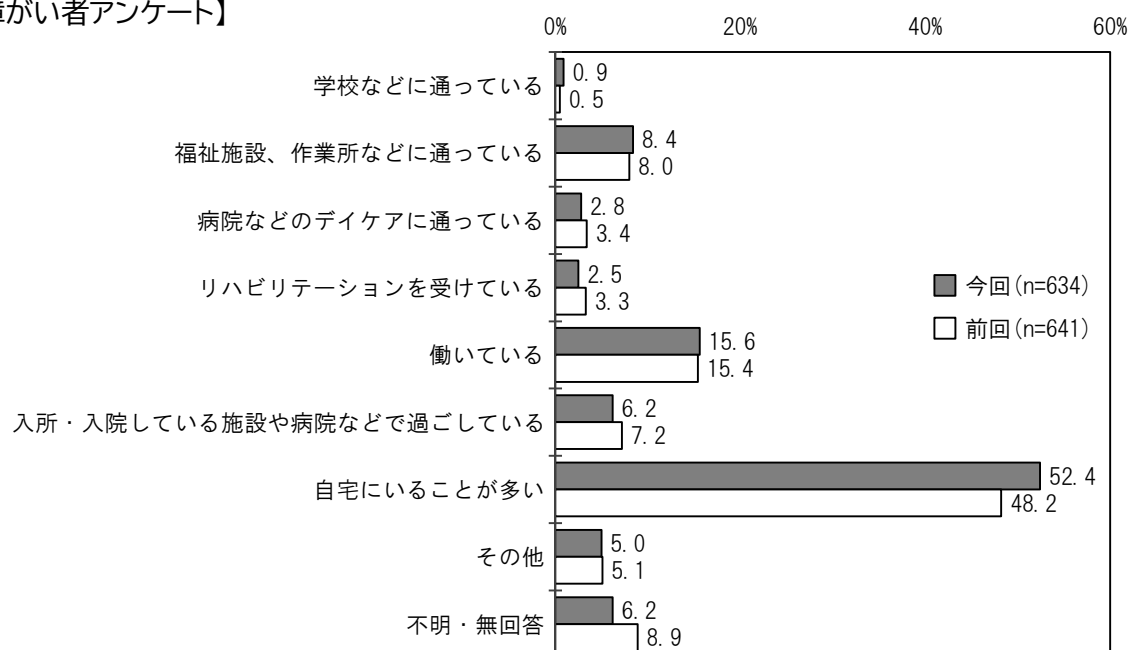
⇒主な介助・援助者の多くは、配偶者や父母などで、身体的、精神的に大きな負担がかかっています。障がい者を支える介助・援助者への相談・支援の充実が必要です。

④ 平日の日中の過ごし方

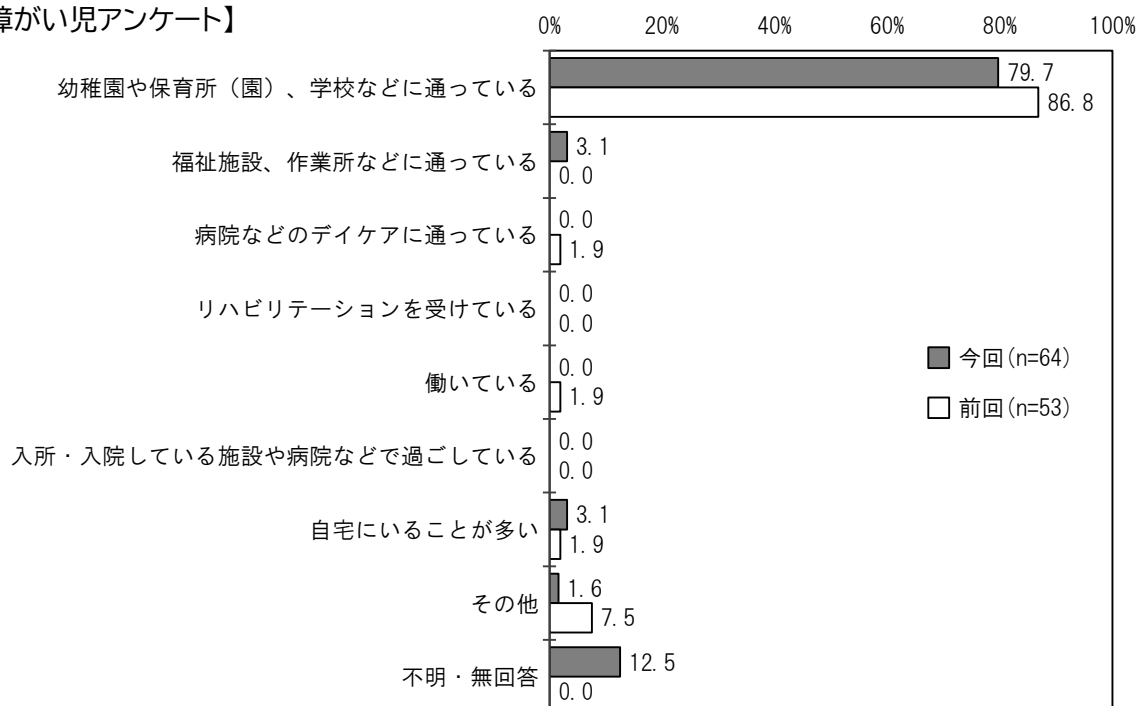
【障がい者アンケート】では「自宅にすることが多い」の割合が最も高く、次いで「働いている」、「福祉施設、作業所などに通っている」となっています。

【障がい児アンケート】では、「幼稚園や保育所(園)、学校などに通っている」の割合が最も高く、次いで「福祉施設、作業所などに通っている」、「自宅にすることが多い」となっています。

【障がい者アンケート】



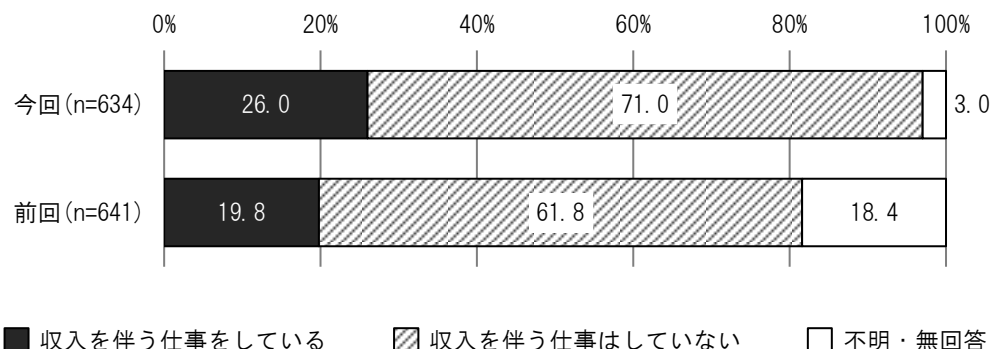
【障がい児アンケート】



⇒障がい者アンケートでは、自宅にいたる割合が高くなっています。在宅生活を支援するサービス提供体制や相談支援体制の充実を図っていく必要があります。

⑤ 収入を伴う仕事の有無

【障がい者アンケート】では、「収入を伴う仕事をしている」が 26.0%で、前回調査と比べて増加しています。



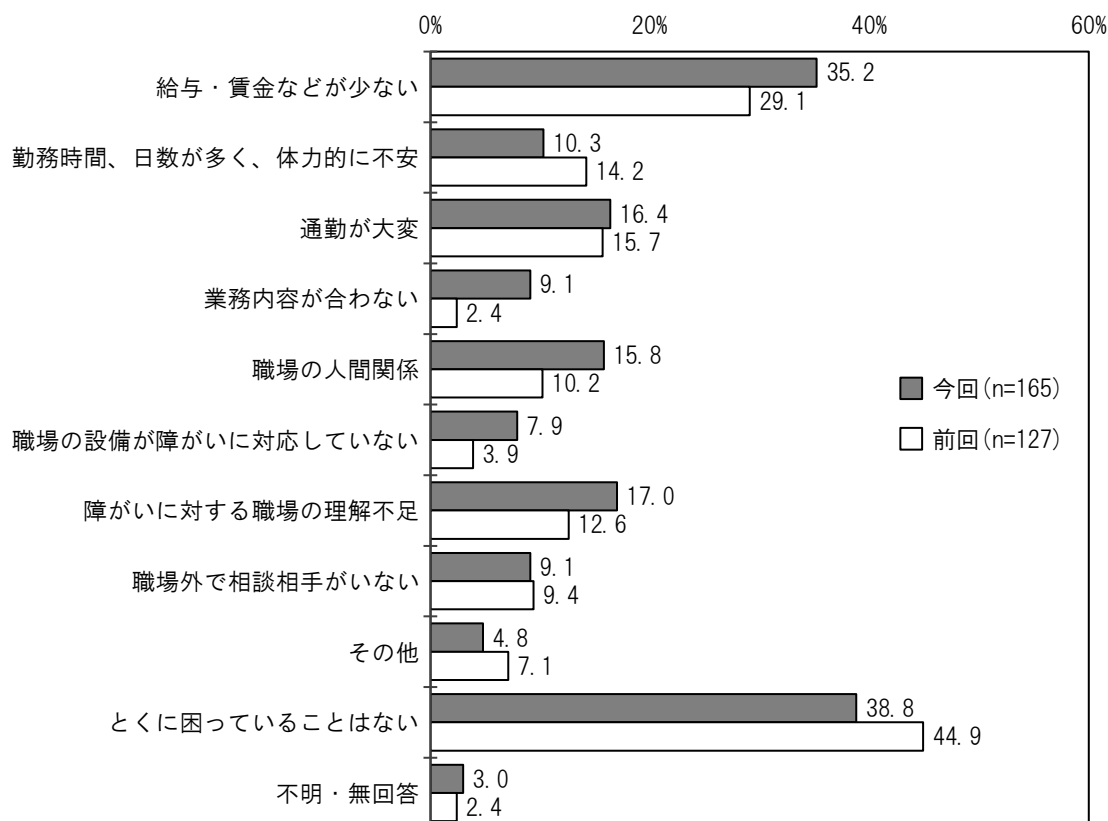
⑥ 仕事をするうえで困っていること

【障がい者アンケート】では、「とくに困っていることはない」の割合が最も高く、次いで「給与・賃金などが少ない」、「障がいに対する職場の理解不足」となっています。

前回調査と比較すると、特に「給与・賃金などが少ない」、「業務内容が合わない」、「職場の人間関係」で増加傾向がみられます。

年齢別でみると、【30 歳代】で「障がいに対する職場の理解不足」の割合が高くなっています。

障がいの種類別では【精神障がい】で「給与・賃金などが少ない」の割合が高くなっています。



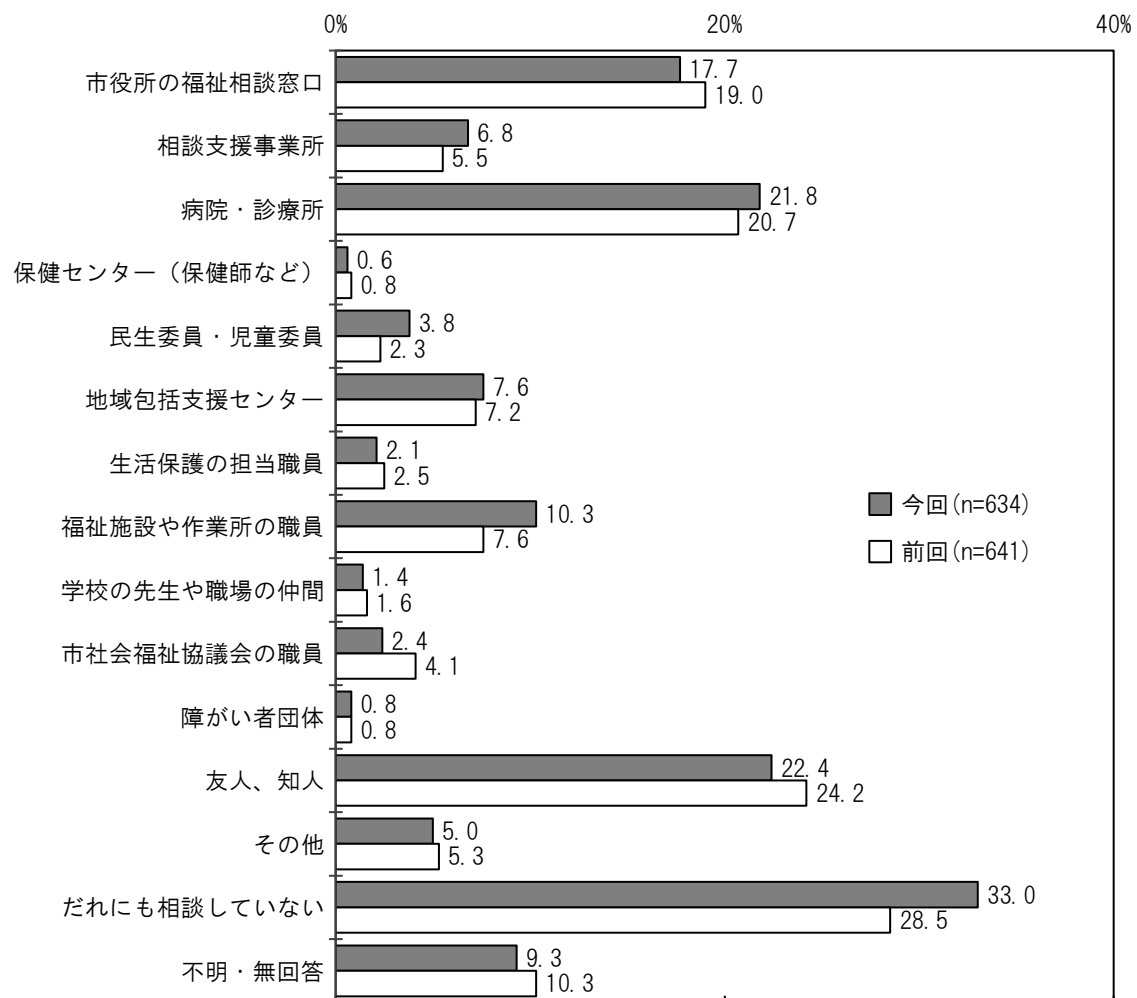
⇒収入を伴う仕事に従事する割合は高まっていますが、給与面の改善や障がいに対する理解不足の解消などが課題です。就労の場での障がいへの理解促進のため、関係機関等と連携し企業への支援に取り組む必要があります。

⑦ 悩みごとや心配ごとの相談先

【障がい者アンケート】では、「だれにも相談していない」の割合が最も高く、次いで「友人、知人」、「病院・診療所」となっています。

年齢別でみると、【20 歳代】で「福祉施設や作業所の職員」、「40 歳代】で「病院・診療所」の割合が高くなっています。

障がいの種類別では【身体障がい】で「だれにも相談していない」、【知的障がい】で「福祉施設や作業所の職員」、【精神障がい】で「病院・診療所」の割合がそれぞれ高くなっています。

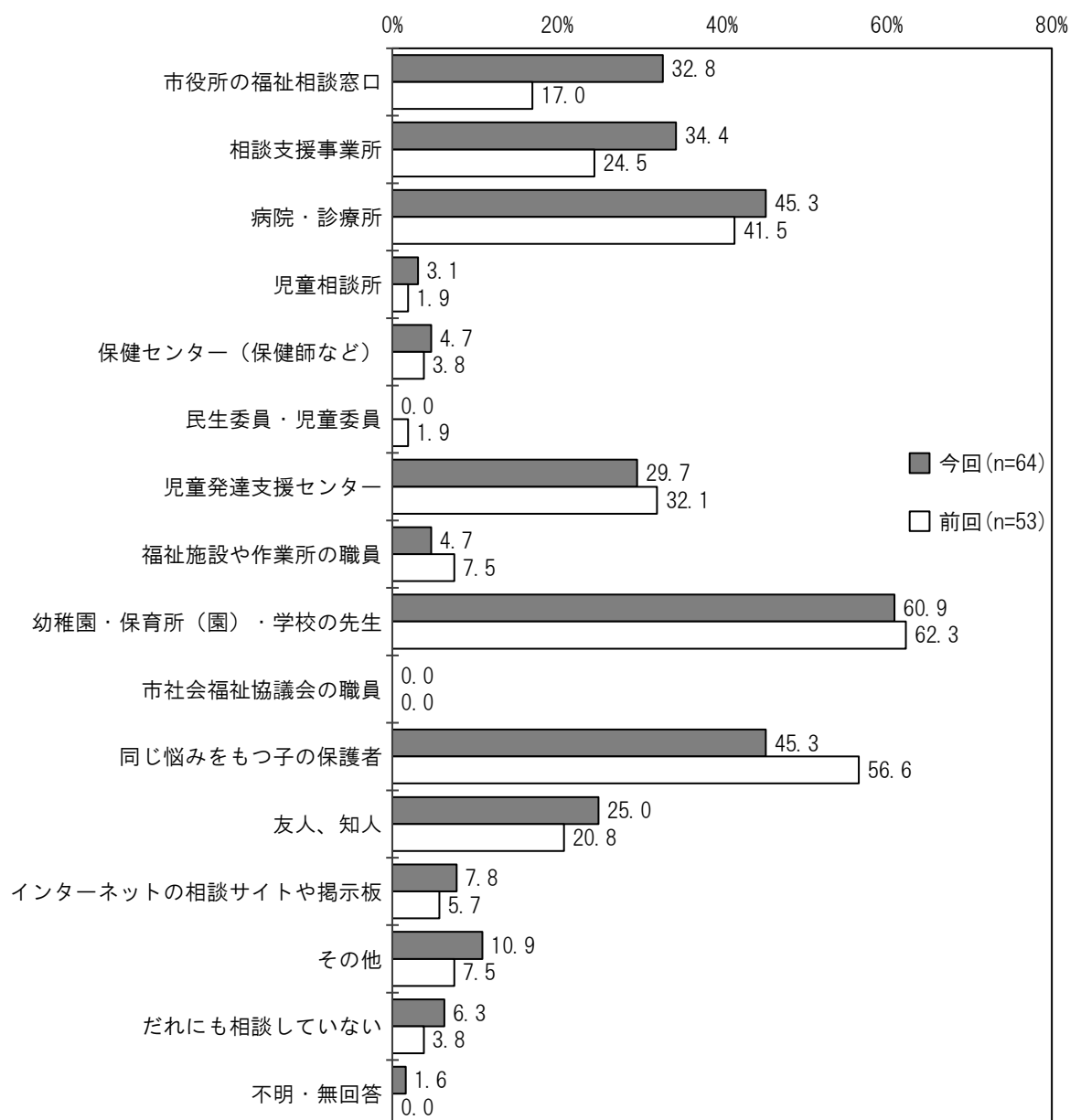


【障がい児アンケート】では、「幼稚園・保育所(園)・学校の先生」の割合が最も高く、次いで「病院・診療所」、「同じ悩みをもつ子の保護者」となっています。

前回調査と比較すると、「市役所の福祉相談窓口」、「相談支援事業所」で増加傾向がみられます。また、「同じ悩みをもつ子の保護者」で減少傾向がみられます。

年齢別でみると、【0～6歳】で「児童発達支援センター*」の割合が高くなっています。

障がいの種類別では、【身体障がい】で「病院・診療所」、【知的障がい】【精神障がい】で「幼稚園・保育所(園)・学校の先生」の割合が高くなっています。また、【知的障がい】では、「幼稚園・保育所(園)・学校の先生」と「同じ悩みをもつ子の保護者」が同率で高くなっています。



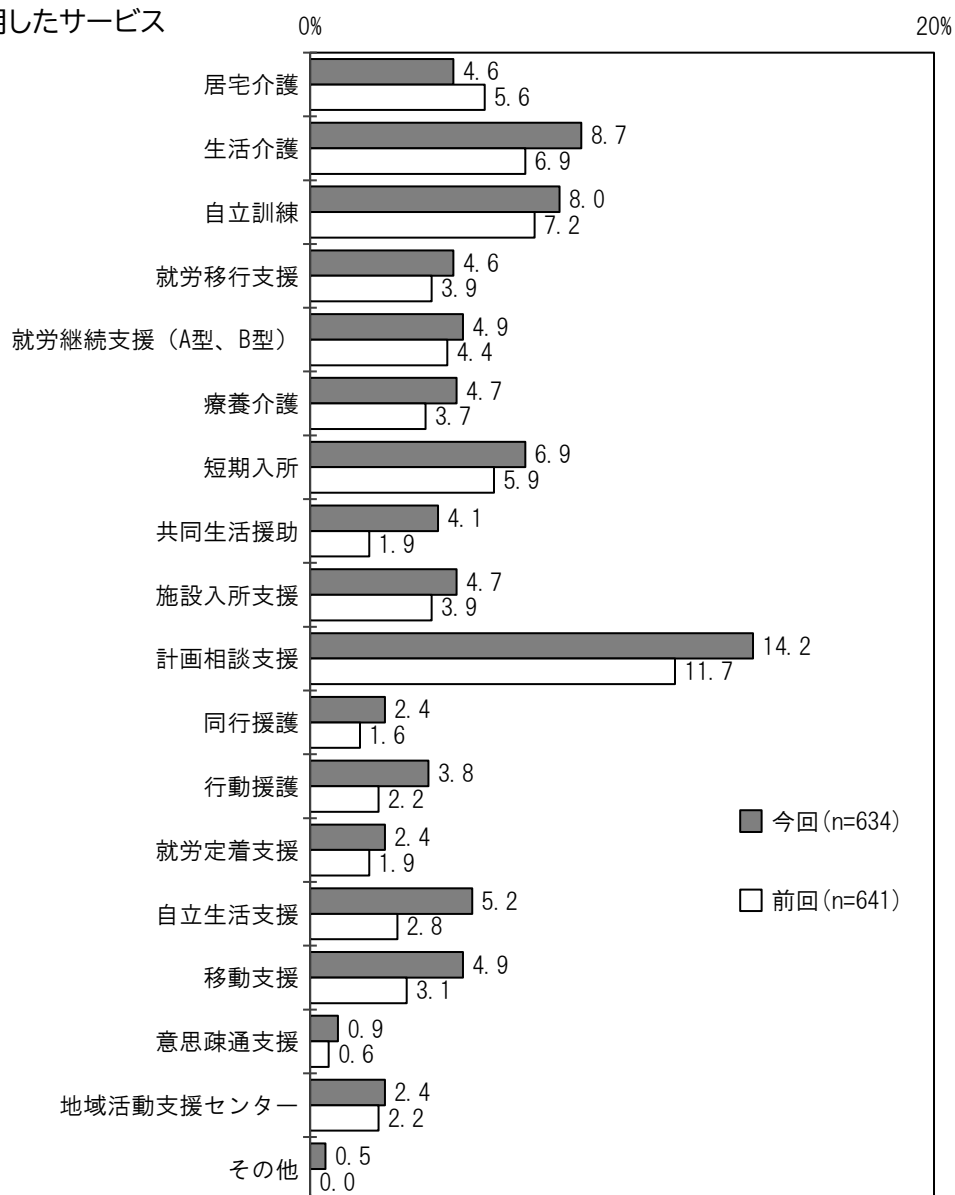
⇒年代別や障がいの種別で多様な相談先が利用される一方で、だれにも相談していない割合も高くなっています。本人や家族等が相談できる窓口の周知や相談支援体制の充実が必要です。

⑧ 直近 1 年間に利用したサービス・今後の利用意向

【障がい者アンケート】では、直近1年間に利用したサービスは「計画相談支援」の割合が最も高く、次いで「生活介護」、「自立訓練」となっています。

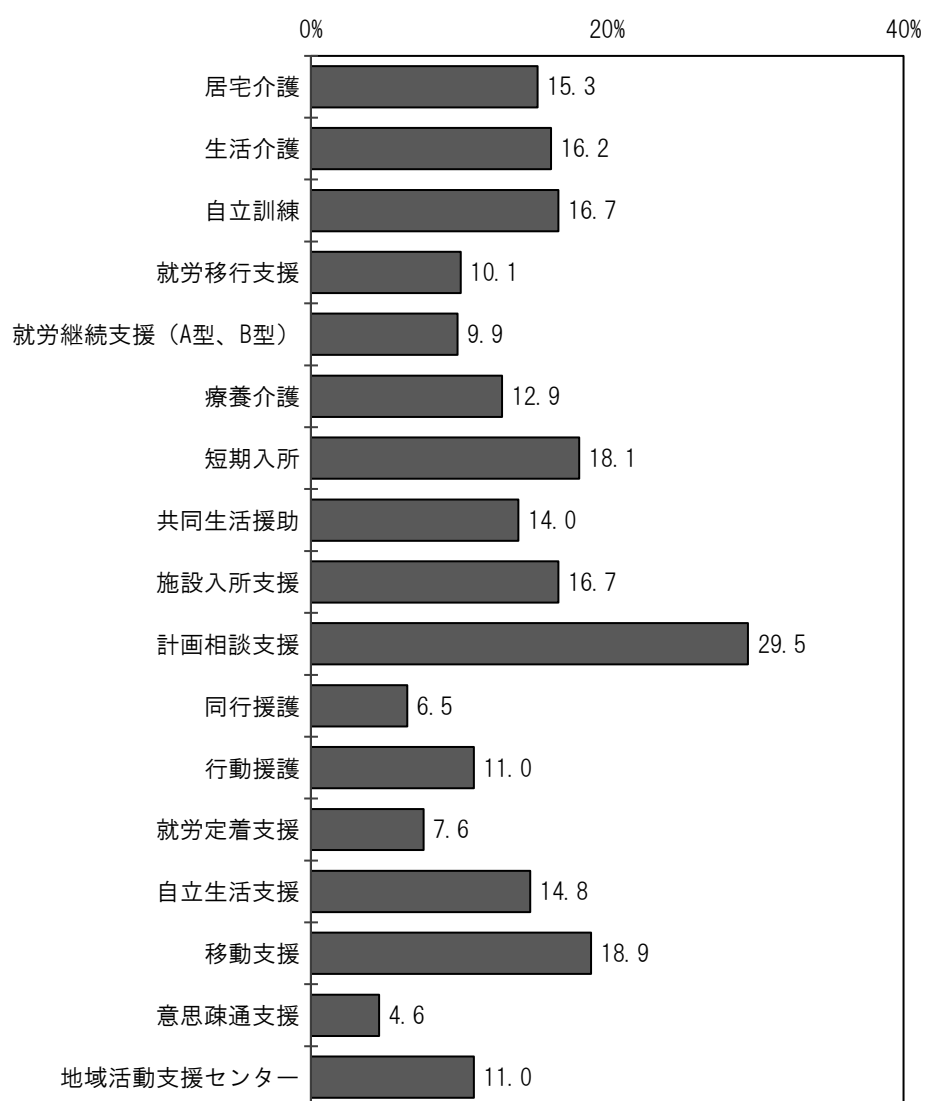
今後の利用意向は、「計画相談支援」の割合が最も高く、次いで「移動支援」、「短期入所」となっています。

直近 1 年間に利用したサービス



今後の利用意向

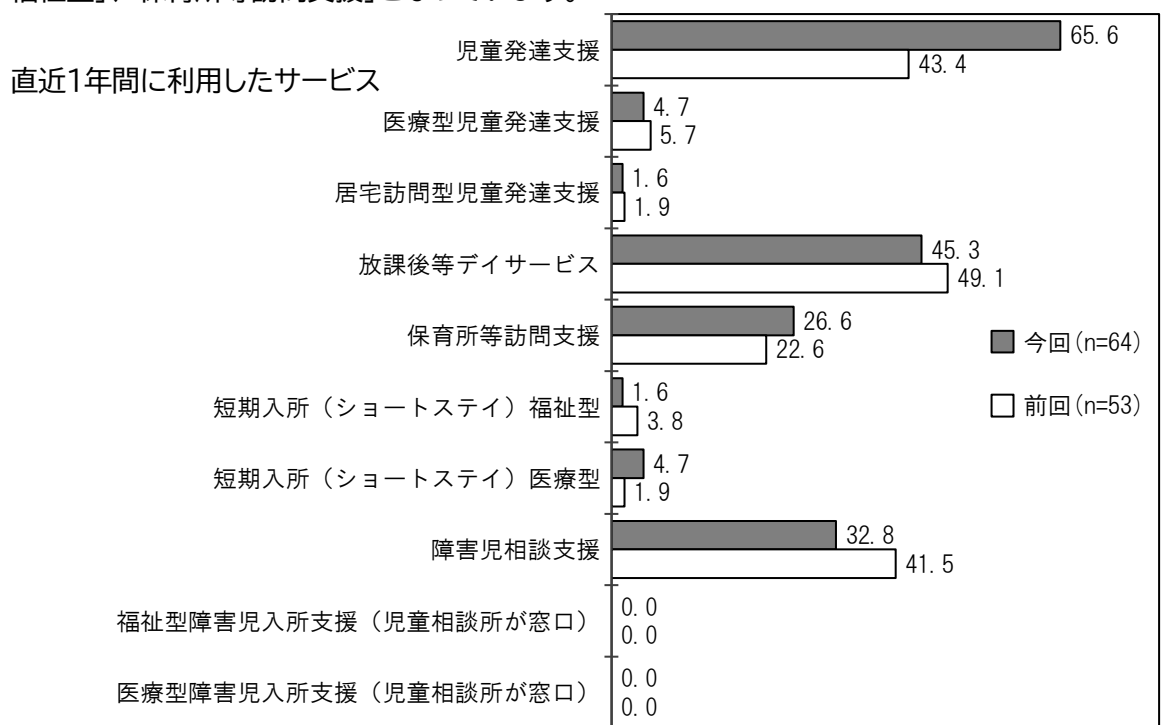
n=634



【障がい児アンケート】では、直近1年間に利用したサービスは、「児童発達支援」の割合が最も高く、次いで「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」となっています。

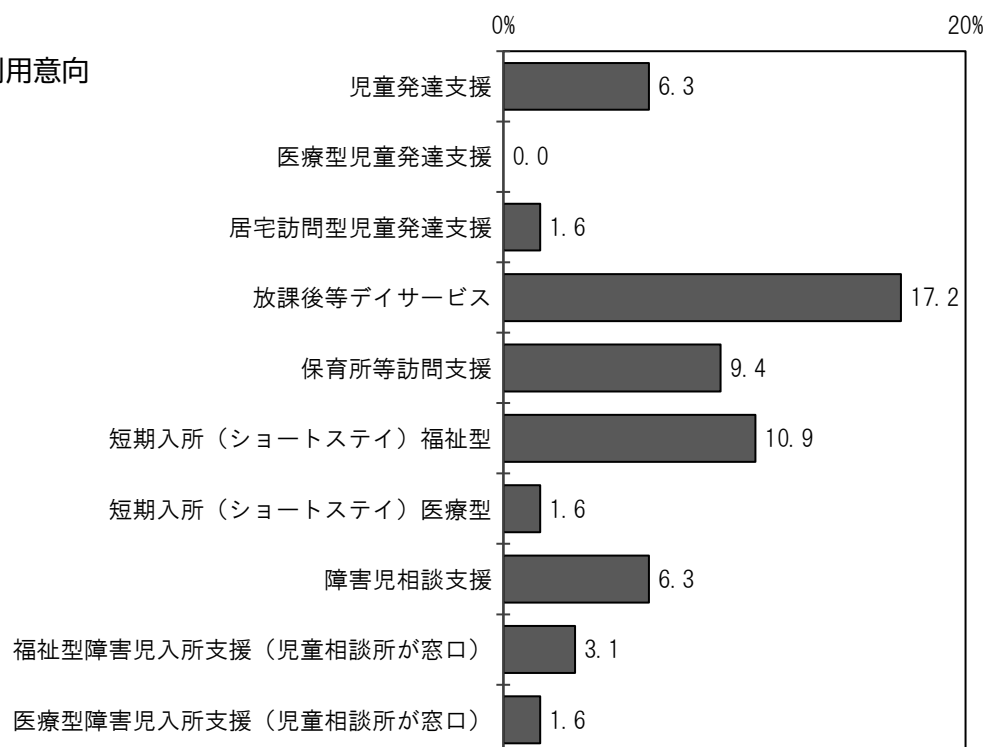
前回調査と比較すると、「児童発達支援」で増加傾向、「障害児相談支援」で減少傾向がみられます。

今後の利用意向は、「放課後等デイサービス」の割合が最も高く、次いで「短期入所(ショートステイ)福祉型」、「保育所等訪問支援」となっています。



n=64

今後の利用意向



⇒アンケート回答者に占めるサービス利用者の割合は増加傾向にあります。

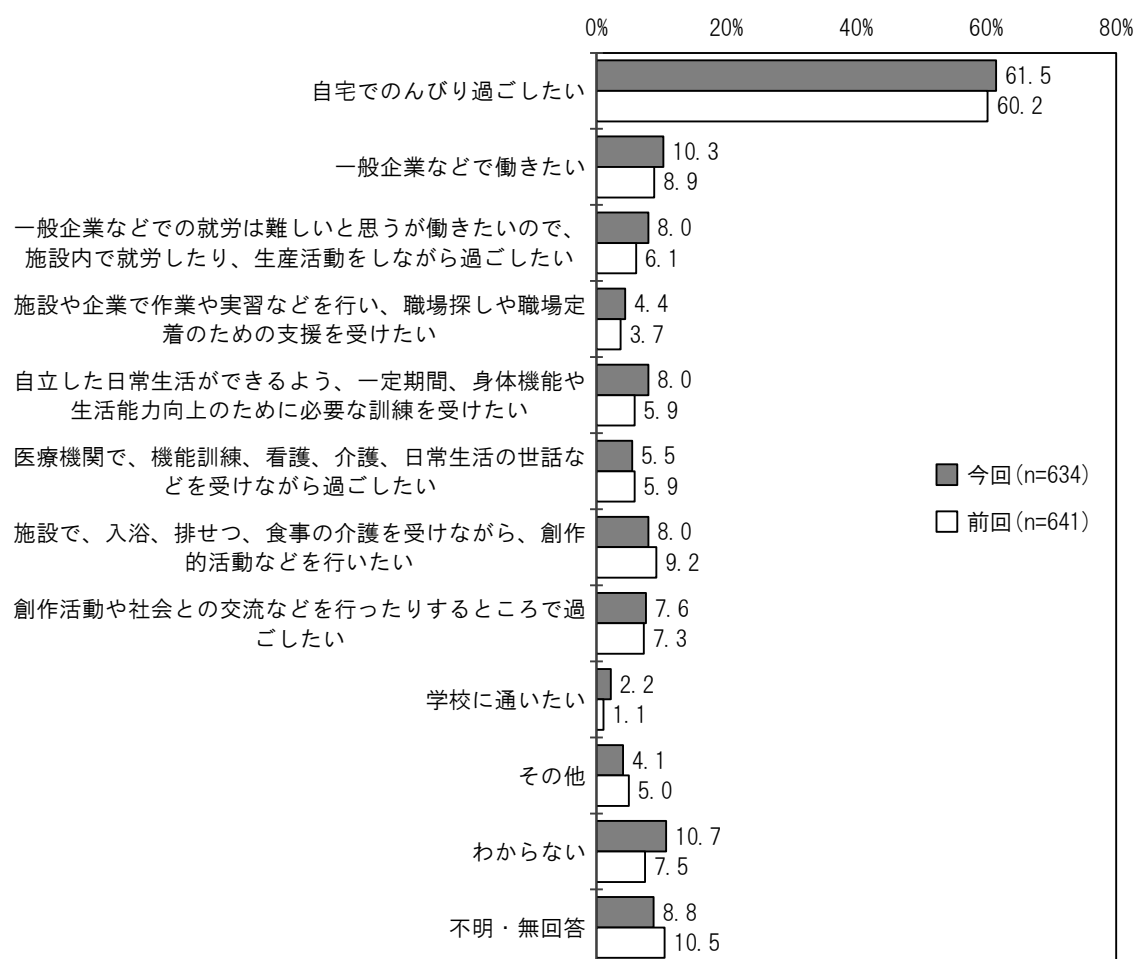
また、サービスの利用意向等を踏まえた、適切なサービス量の確保が必要です。

⑨ 希望する日中の過ごし方

【障がい者アンケート】では、「自宅でのんびり過ごしたい」の割合が61.5%と最も高く、次いで「わからない」、「一般企業などで働きたい」となっています。

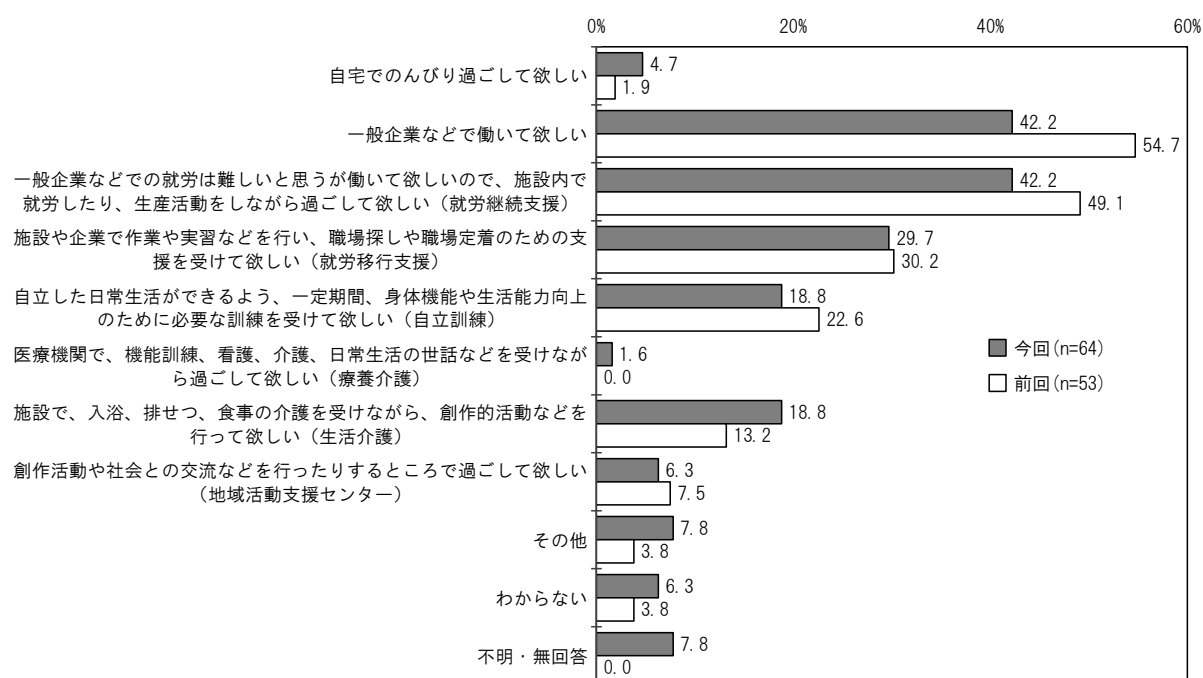
年齢別でみると、【10 歳代】で「施設で、入浴、排せつ、食事の介護を受けながら、創作的活動などを行いたい」の割合が高くなっています。

障がいの種類別では【知的障がい】で「施設で、入浴、排せつ、食事の介護を受けながら、創作的活動などを行いたい」、「精神障がい」で「一般企業などで働きたい」の割合が高くなっています。



【障がい児アンケート】では、「一般企業などで働いて欲しい」、「一般企業などでの就労は難しいと思うが働いて欲しいので、施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごして欲しい(就労継続支援)」の割合が最も高く、次いで「施設や企業で作業や実習などを行い、職場探しや職場定着のための支援を受けて欲しい(就労移行支援)」となっています。

障がいの種類別でみると、【身体障がい】で「施設で、入浴、排せつ、食事の介護を受けながら、創作的活動などを行って欲しい(生活介護)」、【知的障がい】で「一般企業などでの就労は難しいと思うが働いて欲しいので、施設内で就労したり、生産活動をしながら過ごして欲しい(就労継続支援)」、【精神障がい】で「一般企業などで働いて欲しい」の割合が高くなっています。

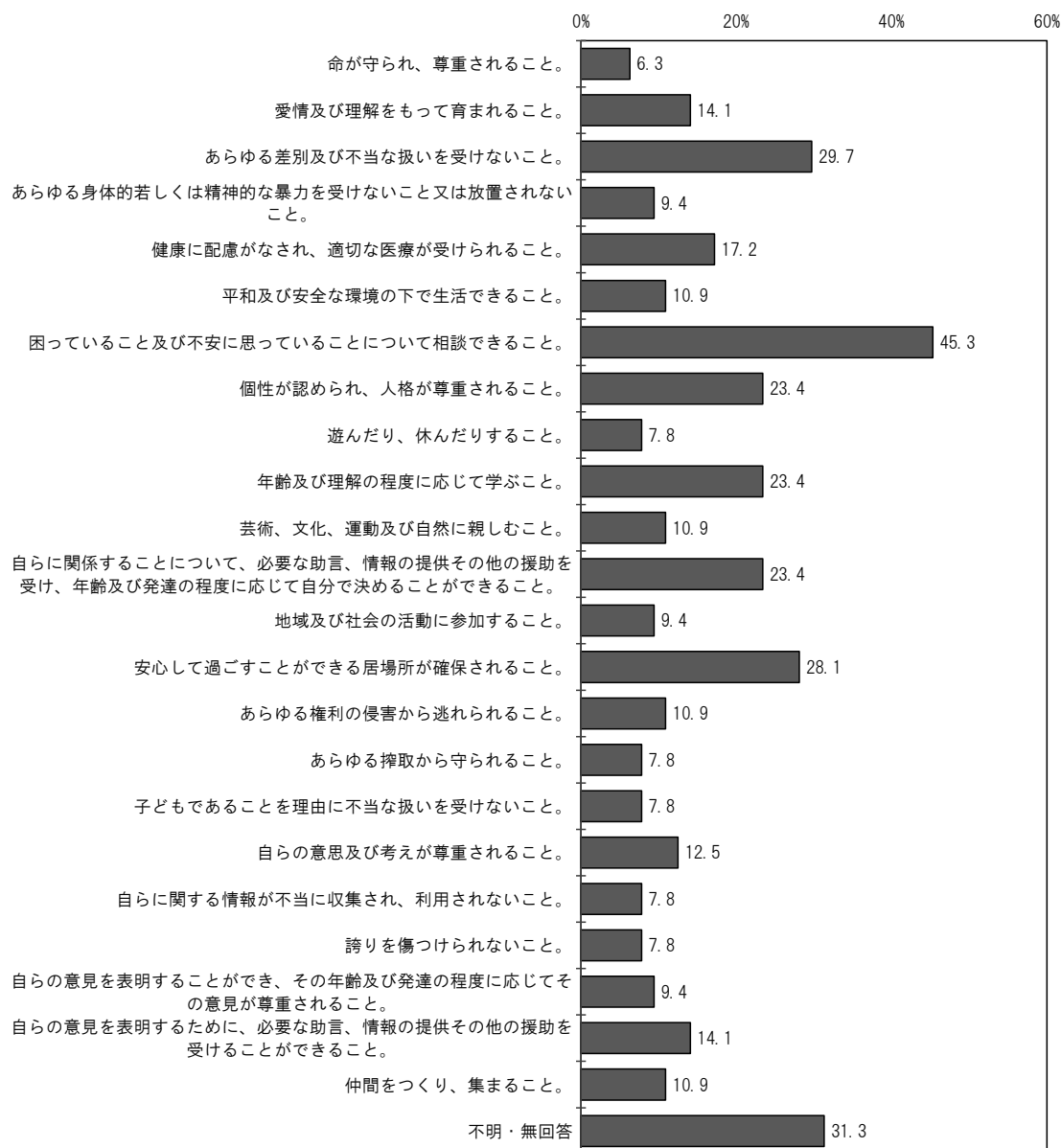


⇒多様な過ごし方や活動へのニーズを踏まえた支援の充実が必要です。

⑩「子どもの権利」に関して、北本市でまだ十分ではないと感じる項目

【障がい児アンケート】では、「北本市子どもの権利条例」で保障されなければならない大切な子どもの権利としてかけげる「安心して生きる権利」、「自分らしく育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」の4つの権利と23の項目のうち、北本市でまだ十分ではないと感じる項目についてみると、「困っていること及び不安に思っていることについて相談できること。」の割合が最も高く、次いで「あらゆる差別及び不当な扱いを受けないこと。」、「安心して過ごすことができる居場所が確保されること。」となっています。

n=64



⇒「北本市子どもの権利条例」を踏まえ、子どもとして保障されるべき諸権利が守られるよう、努める必要があります。

4 前回計画の成果目標の進捗状況

前回計画(北本市第六期障害福祉計画・北本市第二期障害児福祉計画)の中で、令和5年度末を目標年次とした成果目標を設定しています。令和4年度時点の進捗状況は次のとおりです。

成果目標	項目	考え方	令和 元年度 現状値	令和 5年度 目標値	令和 4年度 実績
(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行	地域生活移行者数	令和元年度末の施設入所者数 52 人の6%以上(4人)	—	4 人	5 人
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築	—	市町村では設定不要	—	設定なし	—
(3)地域生活支援拠点*等の整備	地域生活支援拠点等の確保	令和2年度に確保済	—	確保済	確保済
	地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討	令和5年度末までの間、年1回以上運用状況を検証及び検討する	—	年1回以上	年 1 回
(4)福祉施設から一般就労への移行等	福祉施設利用者の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績(9人)の1.27 倍以上(12 人)	9 人	12 人	12 人
	就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績(7人)の1.3 倍以上(10 人)	7人	10 人	10 人
	就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績(1 人)の1.26 倍以上(2人)	1人	2 人	1 人
	就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	令和元年度の一般就労への移行実績(1 人)の1.23 倍以上(2人)	1人	2 人	1 人
	就労定着支援事業の利用者数	令和元年度の一般就労への移行者数(12 人)の7割(9人)	12 人	9 人	17 人

成果目標	項目	考え方	令和 元年度 現状値	令和 5年度 目標値	令和 4年度 実績
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	令和5年度末までの、児童発達支援センター*の設置	平成 27 年4月に設置済	設置済	設置済	設置済
	令和5年度末までに、保育所など訪問支援を利用できる体制を構築	平成 27 年度に構築済	構築済	構築済	構築済
	令和5年度末までの、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置	圏域*において設置済	未設置	設置済	設置済
	令和5年度末までに、医療的ケア児*が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場を設置	令和元年度に設置済	設置済	設置済	設置済
	令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置	令和元年度から委託相談所等に配置済	配置済	配置済	配置済
(6)相談支援体制の充実・強化等	令和5年度末までに、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保	令和2年4月に基幹相談支援センター*を設置済	確保済	確保済	確保済
(7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための体制構築	サービスの質の向上を図るための取組を開始済	構築済	構築済	構築済

⇒(4)福祉施設から一般就労への移行等の、「就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数」および「就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数」については、令和4年度時点で目標を達成していません。

今後、自立支援協議会*において制度の趣旨等の説明を行うほか、課題の共有を行い、基幹相談支援センターや事業所等と連携して利用者が最適な支援を受けることができるよう取り組んでいきます。

⇒その他の目標については、すべて目標を達成しています。

5 成果目標(令和8年度の将来像)の設定

各項目の目標のうち、市町村が設定する事項について、国の基本指針及び埼玉県のことを踏まえ、本市の考え方を設定します。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和4年度末時点の施設入所者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で令和8年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

■国基本指針と埼玉県の考え方

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとするとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から5%以上削減することを基本とする。 当該目標値の設定に当たっては、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和8年度までの目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における目標値に加えた割合以上を目標値とする。	地域移行者数は国と同様6%以上とするが、障害者施設入所者の削減数の数値目標は設定しない。 《設定しない理由》 埼玉県の入所待機者は年々増加しており、特に強度行動障害や重度の重複障害などによる地域生活が困難な者が多数入所待ちをしている状況であることから、埼玉県では地域移行の促進と並行して必要な施設整備は行うとしているため。

本市では、埼玉県の考え方、現在入所している障がいのある人の状況や入所待機者の状況を踏まえ、令和4年度末時点の入所者61人のうち4人(6.6%相当)が、令和8年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。基幹相談支援センター*や事業所と連携して地域移行が可能な障害者支援施設入所者を把握し、地域資源や利用可能な制度の周知に努めます。

また、入所者数の削減見込みは、埼玉県の考え方のとおり成果目標を設定しないこととします。

■成果目標

項目	令和8年度末 成果目標	備考
令和4年度末時点での施設入所者数	—	61人
令和8年度末時点での地域生活への移行者数	4人	令和4年度末時点の施設入所者数(61人)の6%以上(4人)

※「地域生活への移行者数」は、施設入所からグループホームなどへ移行する目標数

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたり、地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加えて、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的(インクルーシブ)な社会を構築していく必要があります。そのため、埼玉県では、精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標を設定します。

■国基本指針と埼玉県の考え方

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
① 平均生活日数に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、精神障害者の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。 ② 別表第四の一の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数及び別表第四の二の項に掲げる式により算定した令和8年度末の精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数を目標値として設定する。 ③ 退院率に関する令和8年度における目標値の設定に当たっては、入院後3か月時点の退院率については68.9%以上とし、入院6か月時点の退院率については84.5%以上とし、入院後1年時点の退院率については91%以上とすることを基本とする。	国基本指針のとおり、埼玉県が精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数、精神病床における1年以上長期入院患者数及び早期退院率に関する目標値を設定する。 (市町村では目標値設定不要)

本市では、埼玉県の考え方のとおり成果目標を設定しないこととします。

(3) ちい きていかつし えん じゅうじつ地域生活支援の充実

障がいのある人の地域生活を支援する機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等)の集約を行う拠点等を確保・充実させるとともに、運用状況の検証及び検討等を実施します。

■国基本指針と埼玉県の考え方

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
① 令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点*等を整備するとともに、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。 ② 強度行動障害を有する者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズの把握を行い、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、令和8年度末までに、各市町村又は圏域*において、強度行動障害を有する者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。	国基本指針のとおり

本市では、地域生活支援拠点を令和2年度に整備済です。引き続き、緊急時の受け入れをはじめとする機能の充実に努めます。

また、地域生活支援拠点等の年1回以上の運用状況の検証及び検討については、国基本指針及び埼玉県の考え方のとおり、支援の実績等を踏まえた年1回以上の検証及び検討の実施を目標とします。

そして、強度行動障がい有する人の状況や支援ニーズを把握し、専門的人材の育成など、地域の関係機関が連携し支援体制の整備を進めます。

■実績

項目	令和4年度末 現在
地域生活支援拠点*等の確保	確保済
運用状況の検証	1回／年

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
地域生活支援拠点等における支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築	コーディネーターの活用等による効果的な支援体制を構築するとともに、地域生活支援拠点の相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つの機能の充実を図ります。
機能充実に向けた、運用状況の検証・検討	1回／年	地域生活支援拠点の運用状況を、支援の実績等を踏まえ、年1回検証・検討します。
強度行動障がい有する人に対する支援体制の整備	整備	支援ニーズを把握し、市または圏域*において、専門的人材の育成など支援体制の整備を進めます。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設に通所している障がいのある人が、就労移行支援事業などのサービスを利用することにより、それぞれの意欲や能力に応じて働くことができるよう体制を支援し、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行をめざします。

こうした取組を踏まえ、障がいのある人の福祉施設から一般就労への移行・定着の令和8年度末までの数値目標を設定します。

■国基本指針と埼玉県の方

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。 この際、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業及びB型事業について、各事業の趣旨、目的、各地域における実態等を踏まえつつ、それぞれ令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値も併せて定めることとする。 就労移行支援事業については、令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。さらに、事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。 また、就労継続支援A型事業については令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.28倍以上を目指すこととする。 また、障害者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。さらに、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。都道府県等が地域の就労支援のネットワークを強化し、雇用や福祉等の関係機関が連携した支援体制の構築を推進するた	国基本指針のとおり

め、協議会(就労支援部会)等を設けて取組を進めることを基本とする。 一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。	
--	--

本市では、国基本指針及び埼玉県の方針のとおり設定します。

令和8年度の一般就労への移行者数については、22人を目標とします。就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数については、令和8年度末の移行者数18人を目標とします。

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合については、市内事業所全体の5割を目標とします。

就労継続支援A型事業と就労継続支援B型事業の利用者の一般就労への移行者数については、令和8年度末の移行者数それぞれ2人を目標とします。

就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度末の利用者数10人を目標とします。

就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合については、市内事業所全体の10割を目標とします。

■実績

項目	令和3年度末 現在
一般就労移行者数	13人
うち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	13人
うち、就労継続支援A型事業の一般就労移行者数	0人
うち、就労継続支援B型事業の一般就労移行者数	0人
就労移行支援事業所	2事業所
就労定着支援事業の利用者数	7人
就労定着支援事業所	1事業所

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
令和8年度の一般就労移行者数	22人	令和3年度実績13人の1.28倍以上 22人と設定します。 (国基準:1.28倍以上)
令和8年度の就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数	18人	令和3年度実績13人の1.31倍以上 18人と設定します。 (国基準:1.31倍以上)
令和8年度の就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和3年度実績0人の1.29倍以上2 人と設定します。 (国基準:1.29倍以上)
令和8年度の就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数	2人	令和3年度実績0人の1.28倍以上2 人と設定します。 (国基準:1.28倍以上)
令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	5割	就労移行支援事業所数2事業所のうち1事業所と設定します。 (国基準:5割以上)
令和8年度の就労定着支援事業の利用者数	10人	令和3年度実績7人の1.41倍以上 10人と設定します。 (国基準:1.41倍以上)
令和8年度の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	10割	就労定着事業所数1事業所のうち1事業所と設定します。 (国基準:全体の2.5割以上)

(5) しょうじしえんていきょうたいせいせいびとう 障がい児支援の提供体制の整備等

障がい児の健やかな育成のための発達支援を図るため、障がい児支援の提供体制の整備等について、目標を設定します。

■国基本指針と埼玉県の考え方

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
① 令和8年度末までに、児童発達支援センター*を各市町村に少なくとも1カ所以上設置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域*での設置であっても差し支えない。地域の実情により児童発達支援センターを未設置の市町村においては、障害福祉主管部局等が中心となって、関係機関の連携の下で児童発達支援センターの中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備することが必要である。 また、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン*）を推進する体制を構築することを基本とする。 ② 「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」（令和4年2月）に基づき、都道府県は、難聴児の早期発見・早期療育を総合的に推進するための計画を策定すること。当該計画を障害児福祉計画に盛り込む場合には、当該基本方針における基本的な取組及び地域の実情に応じた取組について明記する。その際、令和8年度末までに、県、また必要に応じて指定都市において、児童発達支援センター、特別支援学校*（聴覚障害）等を活用し、難聴児支援のための中核的機能を果たす体制を確保すること及び新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向け	①国基本指針のとおり ②国基本指針のとおり (埼玉県で対応) ③国基本指針のとおり ④国基本指針のとおり ⑤国基本指針のとおり (埼玉県で対応)

た取組を進めることを基本とする。 ③ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、圏域*での設置であっても差し支えない。 ④ 令和8年度末までに、県は医療的ケア児*支援センターを設置し、医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置すること、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。 ⑤ 障害児入所施設に入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、令和8年度末までに各都道府県及び各指定都市において、移行調整に係る協議の場を設置することを基本とする。	
---	--

本市では、国基本指針及び埼玉県の方針のとおり設定します。

障がい児の支援のための地域支援体制の構築、保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援、地域社会への参加・包容(インクルージョン*)の推進が必要です。

児童発達支援センター*には、地域におけるインクルージョン推進の中核機関として、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業、幼稚園、小学校及び特別支援学校*等に対し、障害児及び家族の支援に関する専門的支援や助言を行う機能が求められています。児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が、保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築することが必要です。

また、重症心身障がい児や医療的ケア児など、特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備、障がい児相談支援の提供体制の確保が必要となります。

例えば、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関係分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進する必要があります。

そこで、障がい児支援の提供体制の整備等として次の目標を設定します。

■実績

項目	令和4年度末 現在
児童発達支援センター*の設置	設置済
保育所等訪問支援体制の構築	構築済
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の確保	確保済
医療的ケア児*等に関するコーディネーターの配置	配置済
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	設置済

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
児童発達支援センターの設置	設置済	平成27年4月に設置済です。
障がい児の地域社会への参加・包容 (インクルージョン*)の推進体制の構築	構築	児童発達支援センターの地域でのインクルージョン推進の中核としての機能を充実するとともに、保育所等の育ちの場において、連携、協力しながら、支援を行う体制を構築します。
主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所・放課後等デイサービス事業所の設置	設置済	圏域*(上尾市、伊奈町)に設置済ですが、市内あるいは近隣市等で活動する社会福祉法人等に北本・鴻巣地域における設置を働きかけていきます。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	配置済	令和元年度から委託相談支援事業所等に配置済です。
医療的ケア児が適切な支援を受けるための関係機関の協議の場の設置	設置済	令和元年度に設置済です。

(6) 相談支援体制の充実・強化等

障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、各種のニーズに対応する相談支援体制について、目標を設定します。

■国基本指針と埼玉県の方針

国基本指針の方針	埼玉県の方針
相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センター*を設置(複数市町村による共同設置可)するとともに、基幹相談支援センターが別表第一の九の各項に掲げる地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。 なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間においても、各市町村において地域の相談支援体制の強化に努めること。 また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、別表第一の九の表に掲げる個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする。	国基本指針のとおり

■別表第一の九 相談支援体制の充実・強化のための取組

基幹相談支援センターの設置	基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する。
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する。 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する。

本市では、国基本指針及び埼玉県の方針のとおり設定します。

本市では、地域における相談支援体制を充実・強化するため、総合的・専門的な相談支援や地域の相談支援体制の強化を担う機関として、基幹相談支援センター*を設置し、地域における相談支援体制の充実・強化を図っています。今後は、自立支援協議会*における個別事例の検討を通じて、地域における障がい者の支援体制の整備の取組を着実に進めていきます。

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
基幹相談支援センターの設置	設置済	令和2年4月に基幹相談支援センターを設置済です。
個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うための自立支援協議会の体制確保	確保	自立支援協議会における個別事例の検討を通じて、地域における障がい者支援体制の整備の取組を進めます。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

障害福祉サービスが多様化し、多くの事業所が参入する中で、改めて障害者総合支援法*の理念のもと、利用者が本当に必要とするサービスを提供することが重要です。そのため、各種研修の活用や、請求の過誤をなくすための取組など、サービスの質の向上に向けた体制の構築について目標を設定します。

■国基本指針と埼玉県の方針

国基本指針の考え方	埼玉県の考え方
県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。 また、県は管内市町村と連携しつつ、相談支援専門員やサービス管理責任者等について、地域のニーズを踏まえて計画的に養成する必要がある。さらに、障害福祉サービス等の提供にあたっては、意思決定支援の適切な実施が重要であり、障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発に取り組むとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者に対する意思決定支援に関する研修を推進していく必要がある。 そこで、利用者が真に必要な障害福祉サービス等を提供していくため、令和8年度末までに、別表第一の十の表各項に掲げる障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。	国基本指針のとおり。ただし、「活動指標の県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了者数」及び「県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数」は埼玉県が対応予定。

■別表第一の十 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

障害福祉サービス等に 係る各種研修の活用	都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修 への市町村職員の参加人数の見込みを設定する。
計画的な人材養成の推 進(埼玉県が対応予定)	都道府県による相談支援専門員研修(初任者・現任・主任)及びサー ビス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修(基礎・実践・更新)修了 者数の見込みについて定める。 都道府県による相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達 支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実 施回数及び修了者数の見込みを設定する。
障害者自立支援審査支 払等システムによる審 査結果の共有	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してそ の結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそ の実施回数を見込みを設定する。
指導監査結果の関係市 町村との共有 (埼玉県が対応予定)	都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害 児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果に関 係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数を見込みを設定す る。

本市では、埼玉県と連携しながら職員が研修等を活用し、障害福祉サービスに係る知識の習得を図ります。また、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を事業所と共有し、適正な運営を行う事業所を増やすことで、請求の過誤に伴う事務負担を軽減し、業務の効率化とサービスの質の向上を図ります。

■実績

項目	令和4年度末 現在
障害福祉サービス等の質の向上を図る ための体制構築	構築済

■成果目標

項目	令和8年度 成果目標	備考
障害福祉サービス等の質の向上に向け た体制の構築	構築	埼玉県等が実施する研修等への参 加を通じて、理解の向上を図ります。 障害者自立支援審査支払等システ ム等を活用し、利用状況の把握・検証 を行います。

6 しょうがいふくし とう みこみりょう かくほ 障害福祉サービス等の見込量と確保のための ほうさく 方策

本計画では、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの各年度における障害福祉サービス、計画相談支援、障害児相談支援及び障害児通所支援等について、その種類ごとに必要な量を見込み、適切な実施を図ります。

(1)訪問系サービス	①居宅介護 ②重度訪問介護 ③同行援護 ④行動援護 ⑤重度障害者等包括支援
(2)日中活動系サービス	①生活介護 ②自立訓練(機能訓練・生活訓練) ③就労移行支援 ④就労選択支援【新規】 ⑤就労継続支援(A型＝雇用型・B型＝非雇用型) ⑥就労定着支援 ⑦療養介護 ⑧短期入所(福祉型・医療型)
(3)居住系サービス	①自立生活援助 ②共同生活援助(グループホーム) ③施設入所支援
(4)相談支援	①計画相談支援 ②地域移行支援 ③地域定着支援
(5)地域生活支援拠点*等	
(6)障がい児支援	①児童発達支援 ②放課後等デイサービス ③保育所等訪問支援 ④居宅訪問型児童発達支援 ⑤障害児相談支援 ⑥医療的ケア児*に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置 ⑦障がい児の子ども・子育て支援等
(7)発達障がい*者等に対する支援	
(8)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築	
(9)相談支援体制の充実・強化のための取組	
(10)障害福祉サービスの質を向上させるための取組	

(1)訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受け、日常生活における介護などを受けるサービスです。具体的には、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援があります。

①居宅介護

サービス内容	利用者像
ホームヘルパーが訪問し、自宅で、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行います。	障害支援区分が区分1以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である人等。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は66人から70人へと増加、利用時間は、1,079 時間から 1,003 時間へと減少しています。

1人あたりの月平均利用時間は、令和3年度が 16.3 時間、令和4年度が 14.3 時間となっています。

■サービス見込量

アンケート調査結果からは、「居宅介護」の利用意向がうかがえます。また、在宅生活を希望する人の割合が高いことから、利用意向を勘案し、今後は、利用者数・利用時間ともに増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	66 人	70 人	74人	78人	83人
利用時間	1,079 時間	1,003 時間	1,332 時間	1,404 時間	1,494 時間

※見込量は1人あたりの平均利用時間を18 時間／月として計算

じゅうどほうもんかいご
②重度訪問介護

サービス内容	利用者像
重度の肢体不自由者または重度の知的障がいや精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等、また外出時における移動中の介護を総合的にを行います。	障害支援区分が区分4以上で、二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれも「支援が不要」以外の人等。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は3人で横ばい、利用時間は、375時間から405時間へと増加しています。

1人あたりの月平均利用時間は、令和3年度が125時間、令和4年度が135時間となっています。

■サービス見込量

利用者数・利用時間ともに今後は増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3人	3人	3人	3人	4人
利用時間	375 時間	405 時間	450時間	450時間	600時間

※見込量は1人あたりの月平均利用時間を150時間として計算

どうこうえんご
③同行援護

サービス内容	利用者像
視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に対し、外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他必要な援助を行います。	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の人。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は12人から11人に減少、利用時間は、140時間から110時間へと減少しています。

1人あたりの月平均利用時間は、令和3年度が11.7時間、令和4年度が10.0時間となっています。

■サービス見込量

アンケート調査結果からは新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、様々な外出の機会が減少した人の割合が高くなっています。外出の機会が回復傾向にあること等を勘案すると、今後は、利用者数・利用時間ともに増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	12人	11人	12人	12人	13人
利用時間	140時間	110時間	180時間	180時間	195時間

※見込量は1人あたりの平均利用時間を15時間／月として計算

④ こうどうえんご 行動援護

サービス内容	利用者像
知的障がい、精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常に介護を必要とする人が行動するときに、危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他必要な援助を行います。	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である人。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は21人から23人に増加、利用時間は、468時間から425時間へと減少しています。

1人あたりの月平均利用時間は、令和3年度が22.3時間、令和4年度が18.5時間となっています。

■サービス見込量

アンケート調査結果からは新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、様々な外出の機会が減少した人の割合が高くなっています。また、利用経験、利用意向は増加傾向にあります。外出機会が回復傾向にあること等を勘案すると、今後は、利用者数・利用時間ともに増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	21人	23人	25人	25人	26人
利用時間	468時間	425時間	575時間	575時間	598時間

※見込量は1人あたりの平均利用時間を23時間/月として計算

じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん
⑤重度障害者等包括支援

サービス内容	利用者像
常に介護を必要とし、意思の疎通を図ることに著しい支障がある人で、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある、または、知的障がい、精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対し、居宅介護、重度訪問介護、生活介護、短期入所等複数のサービスを包括的に行います。	障害支援区分が区分6(障がい児にあっては区分6に相当する支援の割合)に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人であって、四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態等にある人。

■利用実績

本市をサービス提供地域とする事業所がないため、これまで利用実績はありません。

■サービス見込量

提供事業所が見込めないことからサービス量は見込みませんが、重度障がい者の行動を包括的に支えるサービスとして、ニーズの把握に努めます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	0人	0人	0人
利用時間	0時間	0時間	0時間	0時間	0時間

◆訪問系サービスの確保のための方策等◆

- 障がいのある人が、住み慣れた地域で日常生活を安心して送れるよう、サービス提供事業者等と連携して基盤整備を推進し、介護・介助者の高齢化や、施設・病院からの在宅生活への移行者の増加などを踏まえ、必要なサービス量の確保に努めます。また、利用者が適切なサービスを利用できるよう、情報提供を引き続き行います。
- 障がいのある人が高齢者となった際は、介護保険サービスの利用に移行するケースもあります。障がいの特性および個々の状況に即して対応できるよう、ケアプラン・サービス等利用計画に基づいて必要性を勘案し、必要な調整を実施します。また、自立支援協議会*等を活用し、介護保険サービス事業者に対しては、障害福祉サービスへの理解が深まるような情報提供等を行います。
- 様々な困難事例への対応等を支援するため、基幹相談支援センター*を中心に調整を行います。その際には、必要に応じて、当該困難事例の支援関係者等による個別ケア会議を開催します。

(2) ^{にっちゅうかつどうけい}日中活動系サービス

日中活動系サービスは、通所施設などで昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護、短期入所があります。

① ^{せいかつかいご}生活介護

サービス内容	利用者像
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護、調理等の家事その他の生活全般にわたる援助を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人 ①障害支援区分3以上 (施設へ入所する場合は区分4以上) ②年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2以上(施設入所の場合は区分3以上)

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は163人から171人に増加、利用日数も、3,107日から3,226日へと増加しています。

1人あたりの月平均利用日数は、令和3年度が19.1日、令和4年度が18.9日となっています。

■サービス見込量

アンケート調査結果からは、「生活介護」の利用実績の増加と利用意向がうかがえます。利用者数の実績の推移やサービスの利用意向を勘案し、利用者数・利用日数ともに今後は増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	163人	171人	179人	186人	194人
利用日数	3,107日	3,226日	3,580日	3,720日	3,880日

うち、重度障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	22人	26人	27人	28人	29人
利用日数	421日	493日	540日	560日	580日

※見込量は1人あたりの利用日数を20日／月として計算

※重度障がい者:強度行動障がい、高次脳機能障がい*、医療的ケアを必要とする人等

じりつくんれん きのうくんれん せいかつくんれん
②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

	サービス内容	利用者像
機能訓練	自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。 理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人 ①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ②特別支援学校*を卒業した人であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 等
生活訓練	自立した日常生活または社会生活が送れるように、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談、助言その他の必要な支援を行います。	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がいのある人 ①入所施設・病院を退所・退院した人であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ②特別支援学校を卒業した人、継続した通院により症状が安定している人等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 等

■利用実績

市内には自立訓練を実施している事業所はなかったため、市外の施設を利用していましたが、令和5年度に市内に生活訓練を提供する事業所が開設されています。

令和3年度から令和4年度にかけて、「機能訓練」の利用者数は0.25 人から 2 人、「生活訓練」が3人から 5 人となっています。

1人あたりの月平均利用日数は、「機能訓練」で令和3年度が10.8日、令和4年度が16.0日、「生活訓練」で令和3年度が17.0日、令和4年度が14.8日となっています。

■サービス見込量

利用者数の実績の推移と市内に「生活訓練」の事業所が開設されたこと等を踏まえ、今後は、「機能訓練」、「生活訓練」とともに増加傾向で推移すると想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

機能訓練	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0.25 人	2 人	2 人	3 人	3 人
利用日数	2.7 日	32 日	32 日	48 日	48 日

※見込量は1人あたりの利用日数を16日／月として計算

生活訓練	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3 人	5 人	8 人	9 人	10 人
利用日数	51 日	74 日	136 日	153 日	170 日

生活訓練 うち、精神障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	2 人	5 人	7 人	8 人	9 人
利用日数	26 日	74 日	119 日	136 日	153 日

※見込量は1人あたりの利用日数を17日／月として計算

③就労移行支援

サービス内容	利用者像
一般企業等への就労を希望する人に、生産活動、職場体験、その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。	①就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識、技術の習得、就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の人 ②あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許、きゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は31人で横ばい、利用日数は、530日から500日へと微減となっています。

1人あたりの月平均利用日数は、令和3年度が17.1日、令和4年度が16.1日となっています。

■サービス見込量

令和4年の障害者雇用促進法の一部改正により、令和6年4月以降、法定雇用率が段階的に引き上げられることから、今後の利用者数は微増傾向で推移すると想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	31人	31人	32人	33人	34人
利用日数	530日	500日	640日	660日	680日

※見込量は1人あたりの利用日数を20日／月として計算

しゅうろうせんたくしえん しんき
④就労選択支援【新規】

サービス内容	利用者像
障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。 厚生労働省社会保障審議会(障害者部会)報告書(令和4年6月)では、「サービスの利用期間は、概ね2週間(最大でも2か月)程度とする」とされています。	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する人及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している人

■利用実績

令和6年1月現在で、令和7年10月1日施行予定のサービスであるため、利用実績はありません。

■サービス見込量

サービスの認知度が向上するにつれて、就労移行支援若しくは就労継続支援を利用している、または新たに利用を希望する人の中から一定数の利用があり、今後増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

なお、令和6年1月現在で、令和7年10月1日施行予定とされているため、令和7年度からサービス量を見込みこととします。

(1年あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	—	—	—	10人	11人
利用日数	—	—	—	200日	220日

※見込量(利用者数)は、就労移行支援利用者、就労継続支援利用者の1割程度の利用を想定

※見込量(利用日数)は1人あたりの利用日数を20日／年として計算

⑤就労継続支援(A型＝雇用型・B型＝非雇用型)

	サービス内容	利用者像
A 型	一般企業等での就労が困難な人に、生産活動その他の活動の機会の提供、その他就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 就労継続支援A型は、事業所内において雇用契約に基づき就労の機会が提供され、経験を積むことで一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。	企業等で就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人(利用開始時 65歳未満の人)。具体的には次のような例が挙げられます。 ①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に関わらなかった人 ②特別支援学校*を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に関わらなかった人 ③企業等を退職した人など就労経験のある人で、現に雇用関係がない人 等
B 型	就労継続支援B型は、雇用契約は結ばず、就労の機会が提供されます。 就労に必要な知識・能力が高まった場合には、就労に向けた支援が提供されます。	就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に関わらない人や、一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。具体的には次のような例が挙げられます。 ①就労経験がある人であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人 ②50歳に達している人、または障害基礎年金1級受給者 ③ ①②のいずれにも該当しない人であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている人 ④障害者支援施設に入所する人については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画の作成の手続きを経た上で、市町村が利用の組み合わせの必要性を認めた人 等

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は「A 型」が18人から17人に微減、利用日数は、319日から326日へと微増しています。

また、「B 型」は、72人から76人に増加、利用日数も、1,134日から1,243日へと増加しています。

1人あたりの月平均利用時間は、「A 型」が令和3年度17.7日、令和4年度が19.2日、「B 型」が令和3年度が15.8日、令和4年度が16.4日となっています。

■サービス見込量

就労継続支援A型については、利用実績は近年ほぼ横ばいとなっていますが、就労志向の高まりから、今後は増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

就労継続支援B型については、利用実績は増加傾向であることから、今後も増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

A型	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	18人	17人	18人	19人	20人
利用日数	319日	326日	360日	380日	400日

※見込量は1人あたりの利用日数を20日／月として計算

B型	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	72人	76人	80人	83人	87人
利用日数	1,134日	1,243日	1,360日	1,411日	1,479日

※見込量は1人あたりの利用日数を17日／月として計算

しゅうろうていちゃくしえん
⑥就労定着支援

サービス内容	利用者像
一般企業等へ就労した人の就労に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業・自宅等への訪問等により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。	就労移行支援等の利用を経て一般就労に移行した人で、就労に伴う環境の変化により生活面の課題が生じている人

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は7人から13人に増加しています。

■サービス見込量

一般就労への移行者は、増加傾向にあるため、本サービスの利用者数も増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	7人	13人	15人	19人	24人
利用日数	154日	286日	330日	418日	528日

※1人あたりの利用日数を22日／月として計算

りょうようかいご
⑦療養介護

サービス内容	利用者像
医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活の支援を行います。	医療及び常時介護を必要とする障がいのある人のうち、長期の入院による医療的ケアを要する人で、ALS（筋萎縮性側索硬化症）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている障害支援区分6、あるいは筋ジストロフィー患者・重症心身障がい者で障害支援区分5以上の人

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は6人で横ばいとなっています。

■サービス見込量

今後も横ばいの傾向であると想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	6人	6人	6人	6人	6人

たんきにゅうしょ ふくしがた いりょうがた
⑧短期入所(福祉型・医療型)

	サービス内容	利用者像
福祉型	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、障害者支援施設等で入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。	介護を行う人が疾病その他の理由により、施設への短期間の入所を必要とする、次に掲げる人。 ①障害支援区分が区分1以上である人 ②障がい児に必要なとされる支援の度合いに応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児
医療型	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、病院、診療所、介護老人保健施設において入浴、排せつ、食事の介護その他の必要な支援を行います。	

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は「福祉型」で10人から16人に増加、利用日数も、71日から166日へ増加しています。また、「医療型」では、1か月あたり利用者数は3人から5人に増加、利用日数は、17日から23日へ増加しています。

1人あたりの月平均利用日数は、「福祉型」で令和3年度が7.1日、令和4年度が10.4日、「医療型」で令和3年度が5.7日、令和4年度が4.6日となっています。

「医療型」の利用者は、主に医療的ケア児*者となっています。

■サービス見込量

短期入所は、施設や病院からの地域移行の促進、アンケート調査結果における利用意向を踏まえると、今後も利用者数は増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

福祉型	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	10人	16人	19人	20人	21人
利用日数	71日	166日	228日	240日	252日

※見込量は1人あたりの利用日数を12日／月として計算

福祉型 うち、重度障 がい者の利用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3人	2人	7人	8人	9人
利用日数	13日	23日	84日	96日	108日

※見込量は1人あたりの利用日数を12日／月として計算

※重度障がい者:強度行動障がい、高次脳機能障がい*、医療的ケアを必要とする人等

(1か月あたり)

医療型	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3人	5人	5人	7人	9人
利用日数	17日	23日	30日	42日	54日

※見込量は1人あたりの利用日数を6日／月として計算

医療型 うち、重度障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3人	5人	5人	7人	9人
利用日数	17日	23日	30日	42日	54日

※見込量は1人あたりの利用日数を6日／月として計算

※重度障がい者：強度行動障がい、高次脳機能障がい*、医療的ケアを必要とする人等

◆日中活動系サービスの確保のための方策等◆

- 日中活動系サービスは、障がいのある人の日常生活を支える基本的なサービスです。今後、地域移行が進められるなかで、日中活動系サービスの需要は増加していくと予想されることから、関係団体、関係機関と連携を図りながら、市内における日中活動系サービスの提供体制の充実に努めます。また、市内に不足するサービス種別については、引き続きサービス提供事業者等への情報提供等を通じて誘致を図るなど、提供体制の確保に努めます。
- 強度行動障がいや高次脳機能障がい等を有する障がい者及び難病*患者に対して適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。
- 「北本市における障がい者就労施設等からの物品等の調達指針」に基づき、障がい者就労施設等からの物品調達を推進することにより、作業工賃*を向上させるための事業を支援します。
- 障がいのある人の就労機会の拡大を図り、安心して働き続けられるよう、関係機関と連携し企業における障がい者雇用の理解促進を支援するほか、就労支援や定着支援体制の充実に努めます。また、北本市障がい者就労支援センター、ハローワーク、埼玉障害者職業センター、特別支援学校*等の関係機関と連携しながら、就労系サービス事業所との連携と支援の強化に努めます。
- 短期入所については、介護を行う人等が一時的に介護できない状態になった場合に、身近なところでスムーズに利用できる施設を確保できるよう、今後も地域の理解を深めながら、事業者による整備を促進します。

(3) ^{きょじゅうけい}居住系サービス

① ^{じりつせいかつえんじょ}自立生活援助

サービス内容	利用者像
障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する人について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、利用者の理解力、生活力等を補うため適時のタイミングで適切な支援を行います。	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた人で、一人暮らしを希望する人 等

■利用実績

平成 30 年度のサービス創設以降、利用者はいません。

■サービス見込量

利用実績はなく、市内には自立生活援助を実施している事業所はありませんが、アンケート調査結果においても近い将来「ひとりで自立して暮らしたい」との希望が増加傾向にあり、一定の需要があると想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	2人	2人	2人

うち、精神障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	1人	1人	1人

きょうどうせいかつえんじょ
②共同生活援助(グループホーム)

サービス内容	利用者像
主として、夜間や休日に、共同生活を行う住居において、相談、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。	障がいのある人で、共同生活を営む住居の利用を希望する人。ただし、身体に障がいのある人の利用は、65 歳未満の人、または 65 歳に達する日の前日までに障害福祉サービス等を利用したことがある人に限られます。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は51人から58人に増加しています。

■サービス見込量

アンケート調査結果における利用意向(特に40歳代以下の世代の利用意向)の高さや利用実績等を踏まえ、今後も利用者が増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	51人	58人	65人	70人	74人

うち、精神障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	13 人	16 人	17 人	18 人	19 人

うち、重度障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3 人	3 人	4人	4人	5人

※重度障がい者:強度行動障がい、高次脳機能障がい*、医療的ケアを必要とする人等

し せ つ に ゆ う し ょ し え ん
③施設入所支援

サービス内容	利用者像
施設に入所する障がいのある人に対して、主として、夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。	夜間において、介護が必要な人、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者 ①生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の 人(50 歳以上の場合は、区分3以上) ②自立訓練または就労移行支援の利用者で、 入所により訓練等を実施することが必要で 効果的であると認められる人。または、地域 の社会資源の状況等により、通所することが 困難である人 等

■利用実績

令和4年度に市内に入所施設が開設されたこと等の理由により、令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は50人から61人に増加しています。

■サービス見込量

グループホーム等の地域生活が困難な人、入所待機者数、利用実績等を踏まえ、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	50人	61人	63人	65人	66人

◆居住系サービスの確保のための方策等◆

- 共同生活援助(グループホーム)については、令和6年1月1日現在で、市内に6か所(定員37人)が整備されているところですが、地域生活への移行を進めるための重要な役割が期待されるため、市内あるいは近隣市等で活動する社会福祉法人等にグループホームの設置を引き続き働きかけます。
- 令和4年4月に市内に入所機能に加え、訪問系、通所系サービスの機能を備えた多機能型の障害者支援施設が開設されました。
障害支援区分に基づき、必要な人が施設入所できるよう、埼玉県の障害者支援施設等入所調整制度を活用するなど、県との調整により、施設入所支援を進めます。

(4) そうだんしえん相談支援

① けいかくそうだんしえん計画相談支援

サービス内容
サービス利用支援 障害福祉サービス等の支給決定前に、障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成します。支給決定が行われた後には、サービス提供事業者等との連絡調整等を行うとともに、当該支給決定等の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。
継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証(モニタリング)し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の変更等を行います。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は87人から98人に増加しています。

■サービス見込量

今後も、障がい者数は増加することが見込まれており、障害福祉サービスの利用者の増加とともに、着実にサービス利用は増加していくと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	87人	98人	100人	101人	102人

※見込量は令和元年度～令和4年度の障害者手帳所持者平均増加率を基に計算

ちいきこうしえん
②地域移行支援

サービス内容
障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院等している障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等の必要な支援を行います。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、サービス利用実績はありません。

■サービス見込量

令和3年度から令和4年度にかけて利用実績はありませんが、平成30年度から令和2年度にかけて利用実績があったことから、今後も利用者を想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	2人	2人	3人

うち、精神障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	1人	1人	1人

ちいきていちゃくしえん
③地域定着支援

サービス内容
居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、当該障がいのある人との常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等において、相談等の必要な支援を行います。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、サービス利用実績はありません。

■サービス見込量

令和3年度から令和4年度にかけて利用実績はありませんが、今後は地域移行支援の利用から地域定着支援へと移行する人がいることを想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	2人	2人	3人

うち、精神障 がい者の利 用	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	1人	1人	1人

◆相談支援の確保のための方策等◆

- 自立支援協議会*において、計画相談支援事業所の開設説明会を令和5年度に実施しました。今後、開設を希望する事業所からの相談など、開設支援に努めます。
- 「計画相談支援」については、サービス等利用計画の作成を必要とする人が、適切に相談支援事業所を利用できるよう、人材育成・体制の充実に努めます。
- 「地域移行支援」、「地域定着支援」については、施設や病院から地域生活へ移行し、安心して生活を継続するために必要な相談支援を受けることができるよう、相談支援体制の充実に図るとともに、グループホーム等の居住の場の確保や、地域生活への移行と定着を推進します。
- 障がい者の個々の状況に応じた適切な相談支援を行えるよう、家族への支援も含め、関係機関との連携強化を図ります。

(5) ちいきせいかつしえんきょてんとう 地域生活支援拠点等

障がいのある人の地域生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門性、地域の体制づくり等）の集約を行う拠点等を確保・充実させるとともに、運用状況の検証及び検討等を実施します。

■利用実績

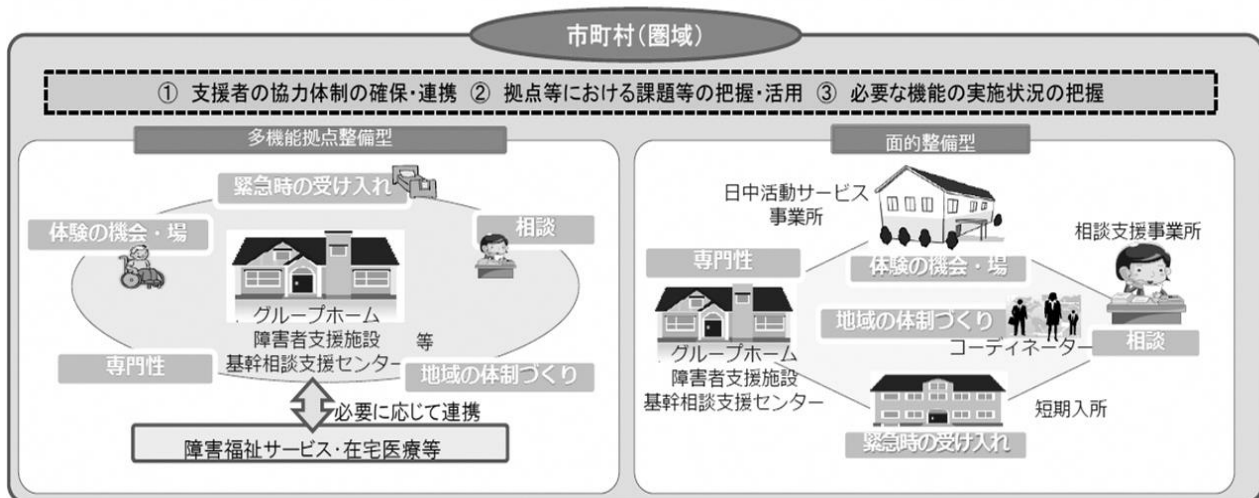
地域生活支援拠点*は令和2年度に整備済であり、コーディネーターは2人配置しています。

■サービス見込量

鴻巣・北本地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（面的整備型）であることから、地域生活支援拠点は1か所となります。今後も、基幹相談支援センター*に配置しているコーディネーターを活用し、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築していきます。また、支援の実績等を踏まえた検証・検討を年に1回実施します。

（1年あたり）

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
地域生活支援拠点 か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
コーディネーター 配置人数	2人	2人	2人	2人	2人
支援の実績 等を踏まえた検証・検討 実施回数	—	—	1回	1回	1回



地域生活支援拠点のイメージ 資料:厚生労働省

(6) 障がい児支援

① 児童発達支援

サービス内容	利用者像
日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の必要な支援を行います。	療育の観点から集団療育、個別療育を行う必要があると認められる未就学の児童。具体的には次のような例が挙げられます。 ①市町村等が行う乳幼児健診等で療育の必要があると認められた児童 ②保育所や幼稚園に在籍しているが、指定児童発達支援事業所において、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は26人から33人に増加、利用日数は、189日から228日に増加しています。

1人あたりの月平均利用日数は、令和3年度が7.3日、令和4年度が6.9日となっています。

■サービス見込量

今後も利用者の増加傾向が続くものと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	26人	33人	43人	47人	51人
利用日数	189日	228日	344日	376日	408日

※見込量は1人あたりの利用日数を8日／月として計算

②放課後等デイサービス

サービス内容	利用者像
学校の授業終了後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。	学校教育法第1条に規定している学校(幼稚園、大学を除く。)に就学しており、授業の終了後や休業日に支援が必要と認められた児童

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は81人から90人に増加、利用日数は、1,198日から1,259日へと増加しています。

1人あたりの月平均利用日数は、令和3年度が14.8日、令和4年度が14.0日となっています。

■サービス見込量

利用実績は増加傾向となっており、アンケート調査からも利用ニーズが高いことを踏まえ、増加傾向が続くものと想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	81人	90人	112人	125人	139人
利用日数	1,198日	1,259日	1,680日	1,875日	2,085日

※見込量は1人あたりの利用日数を15日／月として計算

ほいくしょうほうもんしえん
③保育所等訪問支援

サービス内容	利用者像
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の必要な支援を行います。	保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校*、認定こども園、乳児院、児童養護施設その他の児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、施設において、専門的な支援が必要と認められた児童

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は18人から19人に増加、利用日数は、34日から35日へと微増しています。

1人あたりの月平均利用日数は、令和3年度1.9日、令和4年度1.8日となっています。

■サービス見込量

今後も利用者は微増傾向であると想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	18人	19人	22人	23人	25人
利用日数	34日	35日	44日	46日	50日

※見込量は1人あたりの利用日数を2日／月として計算

きょたくほうもんがたじ どうはったつしえん
④居宅訪問型児童発達支援

サービス内容	利用者像
重度の障がい等の状態にあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。	重症心身障がい児などの重度の障がい児等で、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童

■利用実績

圏域*にサービス提供事業所がなく、これまでサービス利用実績はありません。

■サービス見込量

圏域にサービス提供事業所の確保が見込めないことから、今後も大幅な利用者の増加がないことを想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	0人	0人	2人	2人	2人
利用日数	0日	0日	2日	2日	2日

※見込量は1人あたりの利用日数を1日／月として計算

しょうがいじそудんしえん
⑤障害児相談支援

	サービス内容
障害児支援利用援助	障害児通所支援の支給決定前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後には、サービス事業者等との連絡調整等を行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。
継続障害児支援利用援助	支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)を行い、サービス事業者等との連絡調整などを行います。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたり利用者数は22人から28人に増加しています。

■サービス見込量

障害児通所支援サービスの利用者の増加に伴い、今後も増加傾向を想定し、サービス量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	22人	28人	40人	46人	52人

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

サービス内容
医療的ケア児*に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を配置し、医療的ケア児に対する支援を行います。

■利用実績

令和3年度及び令和4年度に、4人の配置があります。

■サービス見込量

コーディネーターは、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、医療的ケア児等に対する支援のための地域づくりを推進します。

今後、医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、コーディネーターとして養成された相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進するため、配置人数の増加を見込んでいます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置(累計)	4人	4人	5人	5人	6人

⑦障がい児の子ども・子育て支援等

子ども・子育て支援等における特定教育・保育施設などの障がい児への提供体制は以下のとおりです。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、「保育所等(保育所・認定こども園)」の利用者数は28人から35人に増加しています。また、「放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)」の利用者数は15人から16人に微増しています。

■サービス見込量

子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児または保護者の希望に沿った利用ができるよう、利用ニーズを踏まえ、受け入れ体制として以下のとおり見込みます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保育所等 利用実人数	28人	35人	37人	39人	41人
放課後児童 健全育成事 業利用実人 数	15人	16人	18人	19人	21人

◆障がい児支援の確保のための方策等◆

- 障がい児通所支援の体制整備にあたっては、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業等の子育て支援施策との緊密な連携を図ります。
- アンケート調査の結果によると、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、児童発達支援は、いずれも利用意向が高いことから、サービスを利用しやすい環境の整備に努めます。
- 障がい児の子ども・子育て支援等の利用ニーズを把握し、保育所等を適切に利用できるよう、関係部署と連携し、体制の整備に努めます。
- 医療的ケア児*に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援をコーディネートする相談支援専門員、保健師、訪問看護師等の配置を促進するとともに、医療的ケア児等の育ちや暮らしの支援に向けて、多職種が協働できる体制づくりを推進します。また、自立支援協議会*ことも部会医療的ケア児に対する協議の場や庁内連携推進会議を活用し、地域における課題の把握に努め、関係機関の連携を強化し、乳幼児期からの切れ目ない支援体制の構築に取り組みます。
- 強度の行動障がいや高次脳機能障がい*を有する障がい児に対して、適切な支援ができるよう、支援ニーズを把握するとともに、地域における課題の整理や専門的人材の育成等、地域の関係機関との連携を図りつつ支援体制の整備を図ります。
- 近隣市町とも連携し、特別な支援が必要な重症心身障がい児や医療的ケア児の対応が可能な事業者の新規参入を促進する等、サービスが提供できる体制の確保に努めます。

(7)発達障がい者等に対する支援

発達障がい*者等の早期発見・早期支援には、発達障がい者等及びその家族等への支援が重要であることから、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し、必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制を構築することや、支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成することが必要です。

本市では、埼玉県が実施するペアレントメンター*養成研修、ペアレントトレーニング指導者育成研修及びペアレントプログラム支援者育成研修等について積極的に周知・啓発を図るとともに、身近な場所等で講習を実施するための体制の整備に努めます。

また、子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達の状態等に応じた子どもとの関わり方等の知識や方法を身につけることができるよう、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレントトレーニング等を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどの親子関係形成支援事業を通じて発達障がい者等や家族等への支援体制の更なる確保に努めていきます。

	サービス内容
ペアレントトレーニング	保護者等を対象に、グループワーク、個別のロールプレイ等を実施し、子どもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言等の支援を行います。
ペアレントプログラム	子育てに悩みや不安を抱えた保護者等が子どもの行動の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的とした支援を行います。
ピアサポート*活動	同じ悩みをもつ当事者や家族等が集まり、悩みを共有する機会の提供を行います。

■サービス見込量

身近な場所で保護者等が講習を受けることができる体制の整備や親子関係形成支援事業の実施を通じ、受講者やプログラムの実施者数等が増加していくことを想定し、サービス量を見込みます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の受講者数(保護者数)	—	—	4人	6人	8人
実施者数(支援者)	—	—	2人	3人	4人
ペアレントメンター*の人数	0人	0人	1人	1人	2人
ピアサポート*活動の参加人数	0人	0人	4人	6人	8人

◆発達障がい*者等に対する支援の確保のための方策等◆

- 障がいを早期に発見し、支援につなげるよう、母子保健施策等との緊密な連携を図るとともに、こども家庭センターと連携した支援体制を構築します。
- 埼玉県が実施する、ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の支援プログラムや、ペアレントメンターの養成等の事業について児童発達支援センター*等の関係機関を通じ、保護者等へ積極的に情報の周知を図ります。
- 支援プログラム等の実施者を地域で計画的に養成し、身近な場所で保護者等がペアレントトレーニング・ペアレントプログラム等の講習が受けられるよう、講習を実施するための体制を整備します。
- 障がいのある人同士や家族同士によるピアサポートやペアレントメンターとして活動を希望する人に対しても、必要な情報の提供に努めます。

(8) ^{せいしんしょう}精神障がいにも^{たいおう}対応した^{ちいきほうかつ}地域包括ケアシステム^{こうちく}の構築

■サービス見込量

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム*の構築のため、保健、医療及び福祉関係者による協議の場を、令和8年度には3回開催し、延べ92人の参加を見込みます。また、年1回の評価の実施等を見込みます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	3回	3回	3回	3回	3回
協議の場への関係者の参加者数 (延べ人数)	71人	79人	85人	88人	92人
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1回	1回	2回	2回	2回
精神障がい者の地域移行支援(人)	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の地域定着支援(人)	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の共同生活援助 (延べ人数)	156人	183人	204人	216人	228人
精神障がい者の自立生活援助(人)	0人	0人	1人	1人	1人
精神障がい者の自立訓練(生活訓練) (延べ人数)	24人	60人	84人	96人	108人

◆精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築の確保のための方策等◆

○精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らせるよう、保健、医療、福祉関係者、ピアサポーター等による協議の場等を活用し、精神障がい（発達障がい*及び高次脳機能障がい*を含む）にも対応した地域包括ケアシステム*の構築に取り組みます。

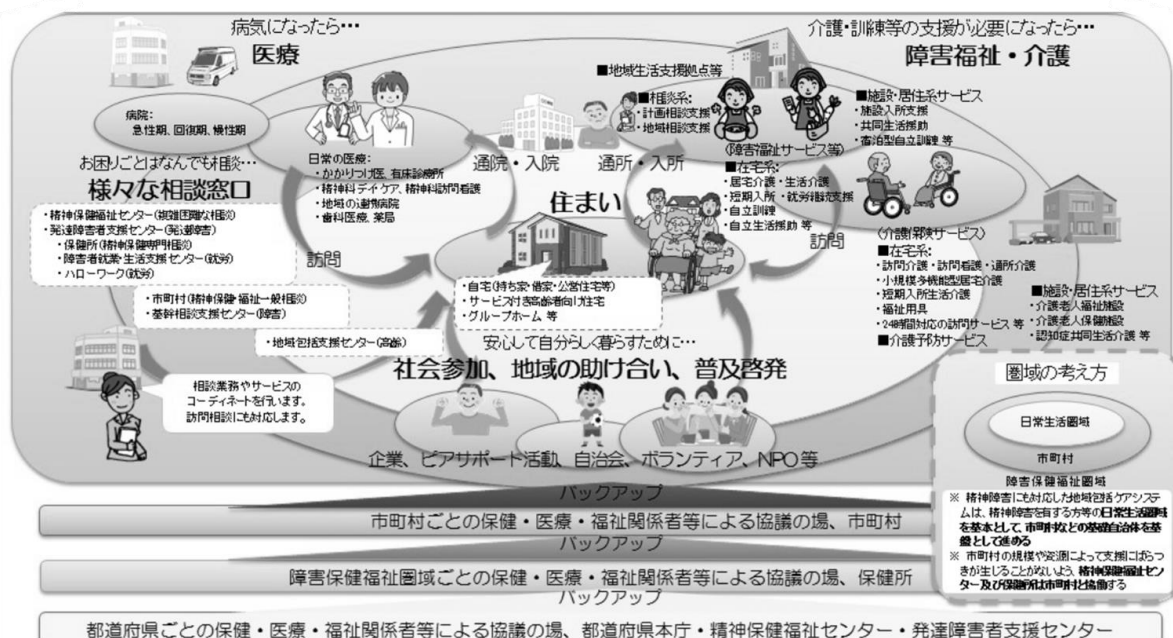
○精神障がい者の地域移行や定着に向けて、共同生活援助や自立生活援助など、暮らしの基盤づくりの支援を充実するとともに、差別や偏見のない共生社会の実現を目指し、ピアサポート*活動の周知に努めるほか、自立支援協議会*の『精神障がい者の明るい未来のために』フォーラムや差別解消の研修会などを通じた周知、啓発に努めます。

○自立支援協議会精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム協議の場において、地域の課題に対する対応策や地域の基盤整備等について継続的に意見交換や情報共有を図り、地域の保健、医療、福祉関係者の連携強化に努めます。

○精神保健医療福祉に関する実際のニーズに直面する様々な機関との協同や庁内の連携体制の構築など、精神保健医療福祉上のニーズを有する方への相談支援体制の整備に取り組みます。

■精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を目指します。



資料:厚生労働省

(9) そうだんし えんたいせい じゅうじつ きょうか とりくみ 相談支援体制の充実・強化のための取組

■サービス見込量

充実・強化のための取組を担う基幹相談支援センター*は令和2年度に設置済であり、鴻巣・北本地域自立支援協議会*等の運営を通じ、地域のネットワークの構築を進め、連携・機能強化等に取り組んでいます。このことから、今後、支援の数等は微増していくものと想定します。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
基幹相談支援センターの設置	有	有	有	有	有
基幹相談支援センターによる専門的な指導・助言件数	62件	37件	62件	64件	66件
基幹相談支援センターによる相談支援事業所の人材育成の支援件数	7件	10件	12件	13件	14件
基幹相談支援センターによる相談機関との連携強化の取組の実施回数	42回	40回	42回	43回	44回
基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数	—	—	1回	1回	1回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1人	1人	1人	1人	1人
自立支援協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
相談支援事業所参画による事例検討実施回数、参加事業者・機関数	3回	3回	3回	3回	3回
	11事業所	11事業所	11事業所	11事業所	11事業所
専門部会の設置数、実施回数	1部会	1部会	1部会	1部会	1部会
	3回	3回	3回	3回	3回

◆相談支援体制の充実・強化のための取組の確保のための方策等◆

- 基幹相談支援センター*において、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、人材育成を支援します。
- 基幹相談支援センターが中核となり、自立支援協議会*の活性化に努めます。
- 自立支援協議会において個別事例の検討等を通じた地域における障がい者の支援体制の整備の取組を進めます。

(10) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

■サービス見込量

埼玉県が実施する研修等への参加人数を見込むとともに、障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を関係する事業所等と共有する回数等を見込みます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数	8人	8人	10人	10人	10人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無	無	無	有	有	有
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を、事業所や関係自治体等と共有する回数	0回	0回	1回	2回	2回

◆障害福祉サービスの質を向上させるための取組の確保のための方策等◆

- 埼玉県が実施する初任者向け研修や、権利擁護・虐待防止に関する研修等へ積極的に参加するよう努めます。
- 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を活用し、請求支払事務の適正化と効率化に努めます。

7 ちいきせいかつしえんじぎょう みこみりょう かくほ ほうさく 地域生活支援事業の見込量と確保のための方策

地域生活支援事業とは、障害者総合支援法*第77条に基づき、障がいのある人が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市町村が地域の特性や利用者の状況に応じて、柔軟に実施する事業です。

<地域生活支援事業の構成>

(1)必須事業	① 理解促進研修・啓発事業 ② 自発的活動支援事業 ③ 相談支援事業 ④ 成年後見制度*利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業 ⑤ 意思疎通支援事業 ⑥ 日常生活用具給付等事業 ⑦ 手話奉仕員養成研修事業 ⑧ 移動支援事業 ⑨ 地域活動支援センター*機能強化事業
(2)その他(任意事業)	① 訪問入浴サービス事業 ② 日中一時支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を送る中で生じる「社会的障壁*」をなくすため、地域の住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動等を行います。

(年間)

	実績		事業見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
研修・啓発事業の実施の有無	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策等

○市役所内販売スペース「ひだまり」、「きたもと福祉まつり」や『精神障がい者の明るい未来のために』フォーラム等によるふれあいの機会の創出、また、自立支援協議会*において、サービス提供事業所・相談支援事業所・障がい者支援団体に対する研修会を実施します。

○これらの事業により、今後も障がいや障がいのある人等に対する市民の理解が深まるよう取組を進めます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人やその家族、地域住民による自発的な取組を支援します。

(年間)

	実績		事業見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
自発的活動支援事業の実施の有無	有	有	有	有	有

■見込量確保のための方策等

○ボランティアの普及・育成を進めるほか、障がいのある人の介護者のための家族教室を開催する等、障がいのある人や介護者同士の情報交換・交流の場の確保に努めます。

○災害時に要配慮者である障がいのある人の円滑な避難誘導・救助に向けて、地域福祉計画や地域防災計画に基づき、避難行動要支援者名簿等の整備を進め、地域ぐるみの協力体制の確立を図ります。

③相談支援事業

地域の障がいのある人等の福祉に関する各般の問題につき、障がいのある人、または、その介護を行う人、障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行います。

■事業見込量

	実績		事業見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
障害者相談 支援事業* (委託相談支 援事業所)	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所
基幹相談支 援センター* (機能強化)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
自立支援協 議会*	設置済	設置済	設置済	設置済	設置済

■見込量確保のための方策等

- 鴻巣市と共同で設置している鴻巣北本地域自立支援協議会の本会や専門部会等を通して、基幹相談支援センターや相談支援事業の運営に関することや、支援困難事例の対応のあり方、地域の社会資源の開発・改善等について協議を実施し、自立支援協議会を中心に、本市の実情にあった障がいのある人等への相談支援体制の充実に努めます。
- 鴻巣・北本地域障がい者基幹相談支援センターを地域における相談支援の中核として、委託相談支援事業所、特定相談支援事業所及び関係機関と連携して地域における相談支援体制の強化に取り組みます。
- 委託相談支援事業所では、障がいのある人等の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止や障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行います。引き続き、相談支援体制を充実させ、障がいのある人が主体的にサービスを選び、自立した地域生活を継続できるよう努めます。
- 障がいのある人やその家族からの専門的な相談に対応できる相談支援事業者を確保するとともに、市と相談支援事業者との連携を強化するよう努めます。
- 障がいのある人同士や家族同士によるピアカウンセリング*・ピアサポート*(自分の体験を語り、必要な情報を共有したり、共通した悩みや問題の解決に協同して取り組む)なども含め、身近な地域における相談体制の充実に図ります。
- アンケート調査において「手続き方法が分かりにくい」「どのようなサービスがあるか分からない」との回答が多かったことから、市ではホームページ、しおり等に掲載する情報をより充実させ、委託相談支援事業所等と連携して、わかりやすく適切な情報提供に努めます。

せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう せいねんこうけんせいどほうじんこうけんしえんじぎょう
 ④成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度*利用支援事業は、障害福祉サービスの利用等をする知的障がい者、精神障がい者が、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる場合に、後見人等の報酬等必要となる経費の一部について補助を行い、成年後見制度の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ります。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

■事業見込量

成年後見制度利用支援事業については、ニーズを踏まえ、今後は微増すると想定し、事業量を見込みます。

(年間)

	実績		事業見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
成年後見制度利用支援事業	0人	1人	1人	2人	2人

■見込量確保のための方策等

○「北本市成年後見制度利用支援事業実施要綱」に基づき、成年後見制度の利用について必要となる経費の補助を行うことにより成年後見制度の普及・利用の促進を図ります。

○法人後見を実施できるよう、事業所等に働きかけを行います。

⑤^{い し そつうしえんじぎょう}意思疎通支援事業

聴覚、知的、発達、高次脳機能、重度の身体の障がい等や難病*のため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等に、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、手話通訳派遣では、利用実人数は33人から34人へと微増、派遣件数は、569件から593件に増加しています。

要約筆記者派遣では、利用実人数1人で横ばい、派遣件数は、13件から9件へと微減となっています。

■事業見込量

多様な活動への参加機会の増加を通じて、利用者数が微増していくことを想定し、事業量を見込みます。

(年間)

手話通訳 派遣	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用実人数	33人	34人	36人	37人	38人
派遣件数	569件	593件	648件	666件	684件

要約筆記者 派遣	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用実人数	1人	1人	1人	1人	1人
派遣件数	13件	9件	13件	13件	13件

■見込量確保のための方策等

○手話奉仕員養成講習会及び手話通訳者養成講習会を計画的に実施し、手話通訳者の確保に努めます。

○要約筆記者派遣事業では、必要な人への情報提供に努め、利用の推進を図ります。

にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう
⑥日常生活用具給付等事業

日常生活上の便宜を図るため、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病*患者等に、厚生労働省が示す要件を満たす6種(介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具)の用具を給付、貸与します。

■給付等品目例

①介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器等
②自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障害者用屋内信号装置等
③在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
④情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等
⑤排泄管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ等
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	設置に小規模な住宅改修を伴う用具

■利用実績

日常生活用具の給付等の実績は全体として増加傾向にあります。

■事業見込量

給付等の実績は、年々増加傾向となっており、今後も利用が増加すると想定し、事業量を見込みます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
①介護・訓練支援用具	3 件	1 件	4 件	5 件	6 件
②自立生活支援用具	5 件	5 件	5 件	5 件	5 件
③在宅療養等支援用具	10 件	1 件	9 件	10 件	11 件
④情報・意思疎通支援用具	10 件	7 件	11 件	12 件	13 件
⑤排泄管理支援用具	1,372 件	1,488 件	1,518 件	1,533 件	1,548 件
⑥居宅生活動作補助用具	0 件	0 件	1 件	1 件	1 件
合計	1,400 件	1,502 件	1,548 件	1,566 件	1,584 件

■見込量確保のための方策等

- 市のホームページ、障がい者団体を通じて障がいのある人が必要とする日常生活用具の情報を提供し、日常生活用具を必要とする人へ、適切に給付するよう努めます。
- 相談受付時に適切な用具の案内ができるように努めます。

しゅわほうしいんようせいけんしゅうじぎょう
⑦手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成します。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、「手話奉仕員養成研修事業」の研修修了者数は10人から11人に増加しています。

■事業見込量

研修修了者数は増加傾向となっており、今後も増加傾向が続くと想定し、事業量を見込みます。

(年間)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
研修修了見込者数	10人	11人	13人	15人	16人

■見込量確保のための方策等

- 意思疎通を図ることに支障のある障がいのある人等が、自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう支援するため、手話で日常会話を行うのに必要な手話語いや手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する講習会を行います。
- 講習会の参加者が増えるよう、周知を行います。

いどうしえんじぎょう ⑧移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出、余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、「移動支援事業」の利用者数は35人から38人に増加し、利用時間は351時間から324時間へと減少しています。

■事業見込量

利用実人数、利用時間ともに今後ゆるやかに増加すると想定し、事業量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用実人数	35 人	38 人	42 人	44 人	47 人
利用時間	351 時間	324 時間	337 時間	355 時間	373 時間

■見込量確保のための方策等

○移動支援事業の必要量を的確に把握し、必要とする人へ、適切にサービスが提供できる体制の確保に努めます。

○障がいのある人が適切なサービスを利用できるよう、サービス提供事業者が専門的な人材の確保及び資質の向上を図るよう働きかけます。

⑨^{ちい しかつどうし えん}地域活動支援センター^{きの うきょうかじぎょう}機能強化事業

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、地域生活支援の促進を図ります。

■利用実績

地域活動支援センター*は2か所で、令和3年度から令和4年度にかけて、1か月あたりの利用実人数は55人から 60 人に増加しています。

■事業見込量

利用実人数は、今後も増加すると想定し、事業量を見込みます。

(利用実人数は1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
か所数	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
利用実人数	55人	60人	65人	70人	75人

■見込量確保のための方策等

- 地域で生活する障がいのある人に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供などを行う場を確保するため、地域活動支援センター事業を行う事業者の支援に努めます。
- 日中活動系のサービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等)の実施状況や、市内における様々な日中の活動の状況を把握しながら、障がいのある人たちの日中活動の場の確保に努めていきます。

(2)その他(任意事業)

①訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な身体障がい者に対して、特殊浴槽を使用して、自宅で、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るための入浴サービスを提供します。

■利用実績

令和3年度及び令和4年度は、「訪問入浴サービス事業」の利用者数は3人となっています。

■事業見込量

利用者数は、今後は微増すると想定し、事業量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	3人	3人	3人	4人	4人

② にっちゅういちじしえんじぎょう 日中一時支援事業

障がいのある人の見守りやその家族の就労支援、日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、障がいのある人に日中活動の場を提供します。

■利用実績

令和3年度から令和4年度にかけて、「日中一時支援事業」の利用者数は7人から10人に増加しています。

■事業見込量

利用者数は、今後も増加すると想定し、事業量を見込みます。

(1か月あたり)

	実績		見込量		
	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)
利用者数	7人	10人	12人	13人	15人

◆その他(任意事業)の確保のための方策等◆

○家族の負担を軽減し、社会参加や日常生活を営むために必要な事業の周知を図るとともに、サービス提供事業者との連携・調整を図ります。

○サービスの提供事業者の拡充に努めます。

8 計画の推進に向けて

(1) 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、サービス提供事業所、関係機関、関係団体、行政等が連携するとともに、庁内の関係各課の十分な連携を図り、総合的に障がい福祉施策を推進します。

なお、障がいのある人に対応した設備や専門的な知識、経験等が必要な施設などについては、広域の見地から地域的バランスに配慮する必要があるとあり、埼玉県では、県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域*」が設定されています。

本市は、障害保健福祉圏域では「県央(鴻巣市・上尾市・桶川市・北本市・伊奈町)」、福祉事務所では「東部中央」、保健所では「鴻巣」の管轄となっています。今後も、圏域内の市町と連携を図りながら、より効果的・効率的な計画の推進に努めます。

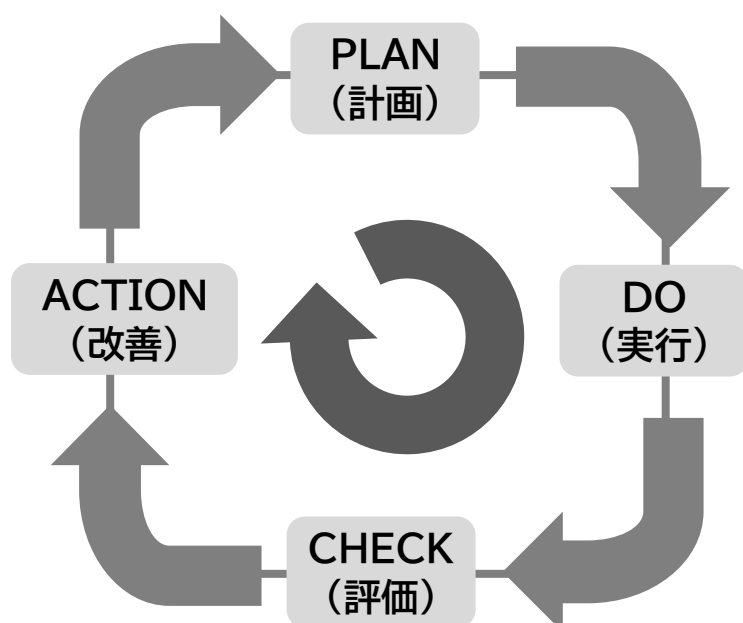
(2) 計画の進行管理(点検・評価)

本計画の進行管理にあたっては、国の基本指針に即して設定した成果目標等について進捗状況を確認するとともに、障害福祉サービスの年度ごとの実績を把握します。

具体的には、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)を繰り返すマネジメント手法である「PDCA サイクル」の理念を活用し、計画の速やかな実行を図るとともに、評価と改善を十分に行うことで、実効性のある計画を目指します。

また、計画の全体的な実施状況の点検と進行管理を行い、進捗状況を市ホームページにて公表します。

■PDCA サイクルのイメージ



PLAN	基本指針に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、障害福祉サービスの見込量の設定や確保のための方策等を定める。
DO	計画に沿って事業を実施する。
CHECK	成果目標に対する達成状況等を評価し、ホームページで公表する。
ACTION	評価結果により、必要に応じて施策の見直し等の改善を図る。

さくていけいか
(1)策定経過

年 月 日	内 容
令和5年 7月26日	第1回策定幹事会 (1)第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の概要と策定スケジュールについて (2)アンケート調査結果について (3)国の基本方針について (4)第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の全体構成案について
8月9日	第1回策定委員会 (1)第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の概要と策定スケジュールについて (2)アンケート調査結果について (3)国の基本方針について (4)第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の全体構成案について
10月18日	第2回策定幹事会 (1)北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画(素案)について
10月30日	第2回策定委員会 (1)北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画(素案)について
11月13日	第3回策定幹事会 (1)北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画(素案)について
11月20日	第3回策定委員会 (1)北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画(素案)について
令和5年 12月21日～ 令和6年 1月19日	パブリック・コメントの実施
令和6年 1月31日	鴻巣北本地域自立支援協議会*の意見聴取

年 月 日	内 容
令和 6 年 2 月 6 日	第4回策定幹事会 (1)パブリック・コメントの結果について (2)自立支援協議会の意見聴取結果について (3)計画の策定について (4)その他
2 月 15 日	第4回策定委員会 (1)パブリック・コメントの結果について (2)自立支援協議会*の意見聴取結果について (3)その他

きたもとしだいななきしょうがいふくしけいかくおよ きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくてい
(2)北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画策定
いいんかいせっちきてい
委員会設置規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく北本市第七期障害福祉計画(以下「障害福祉計画」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく北本市第三期障害児福祉計画(以下「障害児福祉計画」という。)を策定するにあたり、広く市民や関係者の意見を求め、障害者(児)のニーズに即した総合的な計画とするため、北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1)障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関すること。
- (2)障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に係る連絡調整に関すること。
- (3)その他障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げるものについて、市長が委嘱又は任命する。

- (1)地域及び福祉関係団体の代表者
- (2)医療関係機関の代表者
- (3)知識経験者
- (4)北本市民の代表
- (5)市職員

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から計画の策定が終了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会議は、必要であると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会に必要な事項は市長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

きたもとしだいななきしょうがいふくしけいかくおよ　きたもとしだいさんきしょうがいじふくしけいかくさくてい
(3)北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画策定
 いいんかいいいんめいぼ
委員会委員名簿

(敬称略)

選出区分	氏名	役職	選出母体
地域及び福祉関係団体の代表者 【1号委員】	赤沼 幹江	委 員	北本市民生委員・児童委員協議会
	鈴木 洋行	委 員	北本市社会福祉協議会
	真田 牧人	委 員	社会福祉法人一粒
	関口 暁雄	委 員	埼玉県済生会鴻巣病院
	佐藤 慶一	委 員	鴻巣・北本地域障がい者 基幹相談支援センター*
	長岩 透	委 員	就労移行支援事業所 てんとうむし北本
	秦 舞生	委 員	北本福祉の会 かがやきの郷
	曾根 康乃	委 員	北本市手をつなぐ親の会
医療関係者の 代表者 【2号委員】	平尾 良雄	委 員	ひらお内科クリニック
学識経験者 【3号委員】	高島 恭子	委 員	埼玉県立大学
北本市民の代表 【4号委員】	宮田 怜子	委 員	公募
市職員 【5号委員】	柿沼 新司	委 員	北本市福祉部長

きたもとしだいななきしょうがいふくしけいかくおよ きたもとしだいさんきしょうがいふくしけいかくさくてい
(4)北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画策定
かんじかいせっちきてい
幹事会設置規程

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく北本市第七期障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20の規定に基づく北本市第三期障害児福祉計画を策定するにあたり、関係部署の意見を求め、障害者(児)のニーズに即した計画とするため、北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1)北本市第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画(以下「計画等」という。)の策定に必要な資料の収集及び必要な事項の調査研究に関すること。
- (2)計画等の原案の作成に関すること。
- (3)その他計画等の策定に関し必要と認められる事項に関すること。

(組織)

第3条 幹事会は、幹事12人をもって組織する。

2 幹事は、別表に定める職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 幹事の任期は、任命の日から計画等の策定が終了する日までとする。ただし、幹事が欠けた場合における補欠幹事の任期は、前任者の残任期間とする。

(幹事長及び副幹事長)

第5条 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

- 2 幹事長は、福祉部長の職にある者をもって充て、副幹事長は、福祉部副部長の職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 4 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 幹事会の会議(以下「会議」という。)は、幹事長が招集し、その議長となる。

2 会議は、必要と認めるときは、幹事以外の関係者の出席を求め意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 幹事会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、幹事会に必要な事項は幹事長が別に定める。

附 則

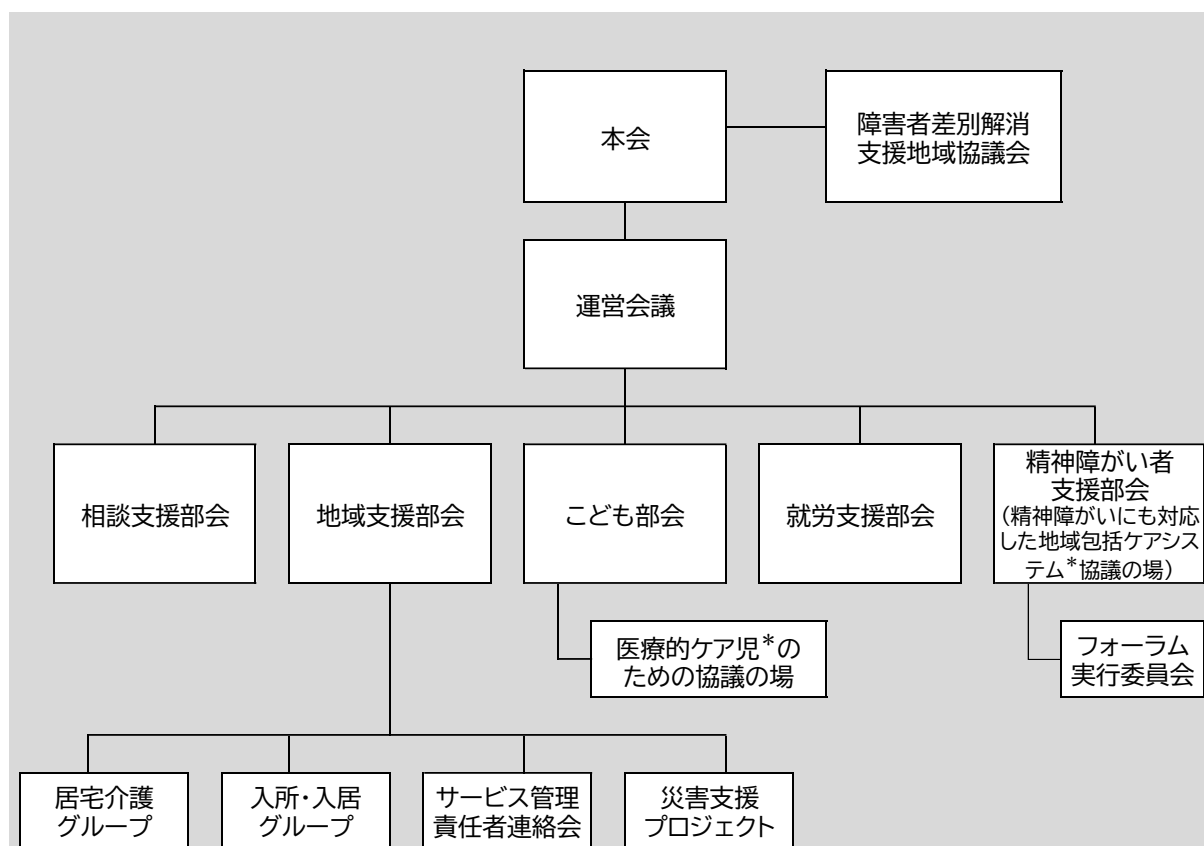
この規程は、令和5年5月15日から施行する。

きたもとしだいななきしょうがいふくしけいかくおよ きたもとしだいさんきしょうがいじふくしけいかくさくてい
(5)北本市第七期障害福祉計画及び北本市第三期障害児福祉計画策定
 かんじかいかんじめいぼ
幹事会幹事名簿

役職	氏名	所属	職名
幹事長	柿沼 新司	福祉部	部 長
副幹事長	吉田 美佐男	福祉部	副部長
幹事	大森 国英	政策推進部財政課財政担当	主幹
幹事	木村 祐紀子	総務部人権推進課人権推進・男女共同参画担当	主査
幹事	新井 健司	市民経済部くらし安全課危機管理・消防防災担当	主幹
幹事	安藤 裕也	市民経済部産業観光課商工労政・観光担当	主査
幹事	佐藤 絵美	福祉部子育て支援課児童相談担当	主幹
幹事	角田 琢磨	福祉部保育課保育担当	主幹
幹事	横森 正昭	健康推進部健康づくり課保健予防担当	主幹
幹事	鈴木 友恵	健康推進部高齢介護課高齢者福祉担当	主幹
幹事	五十嵐 亮太	都市整備部都市計画政策課都市計画政策担当	主査
幹事	岩渕 拓也	教育部学校教育課指導担当	主幹

(6) じりつしえんぎょうぎかい そしき かつどうないよう (6) 自立支援協議会の組織と活動内容

■ 鴻巣北本地域自立支援協議会*の組織図



■ 自立支援協議会の主な機能

地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった本人・家族・地域の課題を共有し、その課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。

■ 全体会及び主な専門部会の活動内容

本会	自立支援協議会専門部会の活動予定、活動実績及び地域課題を解決するための取組について報告し、意見を求める。
運営会議	自立支援協議会全体の運営の方向性について協議するほか、地域課題を整理・検討する。
障害者差別解消支援地域協議会	障がい者の差別事例について協議するほか、障がい者の差別解消等に関する研修を実施する。
相談支援部会	各種制度、計画相談等に関する情報共有や現状把握を行い、相談支援関係者の共通理解を図るほか、個別の事例の検討を通じて、地域課題を抽出する。 また、研修や勉強会を通じて、スキルアップを図る。
地域支援部会	事業所間の連携を強化し、事例検討等を通じて地域課題を抽出する。 また、研修や勉強会を通じて、スキルアップを図る。

こども部会	乳幼児期から学齢期において、特別な支援を必要とする子どもたちの支援に関する情報共有や、子育てに関する様々な機関との連携強化を行う。 また、研修や勉強会を通じて、スキルアップを図る。
就労支援部会	就労に関する情報共有を行いながら、地域の現状や課題について協議を行う。 また、研修や勉強会を通じて、スキルアップを図る。
精神障がい者支援部会	地域の課題に対する対応策や地域の基盤整備等について意見交換や情報共有を図り、地域の保健、医療、福祉関係者の連携強化に努める。 また、研修や勉強会を通じて、スキルアップを図る。

(7) ^{しない}市内にある^{しょうがいふくし}障害福祉^{じぎょうしょうとう}サービス事業所等

■市内にある障害福祉サービス等事業所一覧

サービスの種類	事業所・施設の名称		主たる対象者				
			特定なし	身体	知的	精神	障がい児
居宅介護	①	けあビジョン北本	○				
	②	社会福祉法人北本市社会福祉協議会	○				
	③	ニチイケアセンター北本	○				
	④	ひまわり介護サービス	○				
	⑤	コープみらい北本介護センター	○				
	⑥	愛の手まごころサービス	○				
	⑦	介護ステーション とまと	○				
	③①	居宅介護事業所びおもすステーション		○	○		○
重度訪問介護	①	けあビジョン北本		○			
	②	社会福祉法人北本市社会福祉協議会		○			
	③	ニチイケアセンター北本		○			
	④	ひまわり介護サービス		○			
	⑤	コープみらい北本介護センター	○				
	⑥	愛の手まごころサービス		○			
	⑦	介護ステーション とまと	○				
	③①	居宅介護事業所びおもすステーション		○			
同行援護	①	けあビジョン北本		○			○
	⑦	介護ステーション とまと	○				
行動援護	⑦	介護ステーション とまと	○				
	③①	居宅介護事業所びおもすステーション			○		○
施設入所支援	③①	障がい者支援施設メゾン・ド・びおもす			○		
短期入所	③①	障がい者支援施設メゾン・ド・びおもす			○		
生活介護	⑧	北本市立あすなろ学園			○		
	⑨	北本市総合福祉センター		○	○	○	
	⑩	北本市立ふれあいの家		○	○		
	⑪	くじら雲		○	○	○	
	③①	障がい者支援施設メゾン・ド・びおもす			○		
自立訓練 (生活訓練)	③②	自立訓練てんとうむし北本			○	○	
就労移行支援	⑫	てんとうむし北本				○	
	③①	障がい者支援施設メゾン・ド・びおもす			○		
就労定着支援	⑫	てんとうむし北本			○	○	
就労継続支援B型	⑧	北本市立あすなろ学園			○		
	⑪	くじら雲		○	○	○	
	③①	障がい者支援施設メゾン・ド・びおもす			○		
共同生活援助 (グループホーム)	⑬	グループホームたんぼぼ			○		
	㊸-1	グループホームあおいとり1号棟		○			
	㊸-2	グループホームあおいとり2号棟		2号棟			
	㊸-3	グループホームあおいとり3号棟		3号棟	○	○	
	㊸-4	グループホームあおいとり4号棟		の一部			
	㊸-5	グループホームあおいとり5号棟					

サービスの種類	事業所・施設の名称		主たる対象者				
			特定 なし	身体	知的	精神	障がい児
計画相談支援	⑭	相談支援事業所ぽぽろ	○				
	⑮	北本市立児童発達支援センター*	○				
	⑯	障害児相談支援室スマイルすきっぷ	○				
	⑰	生活相談支援センターしゃろーむ	○				
	⑱	相談支援事業所あすなろ	○				
地域移行支援	⑰	生活相談支援センターしゃろーむ	○				
	⑱	相談支援事業所あすなろ	○				
地域定着支援	⑰	生活相談支援センターしゃろーむ	○				
	⑱	相談支援事業所あすなろ	○				

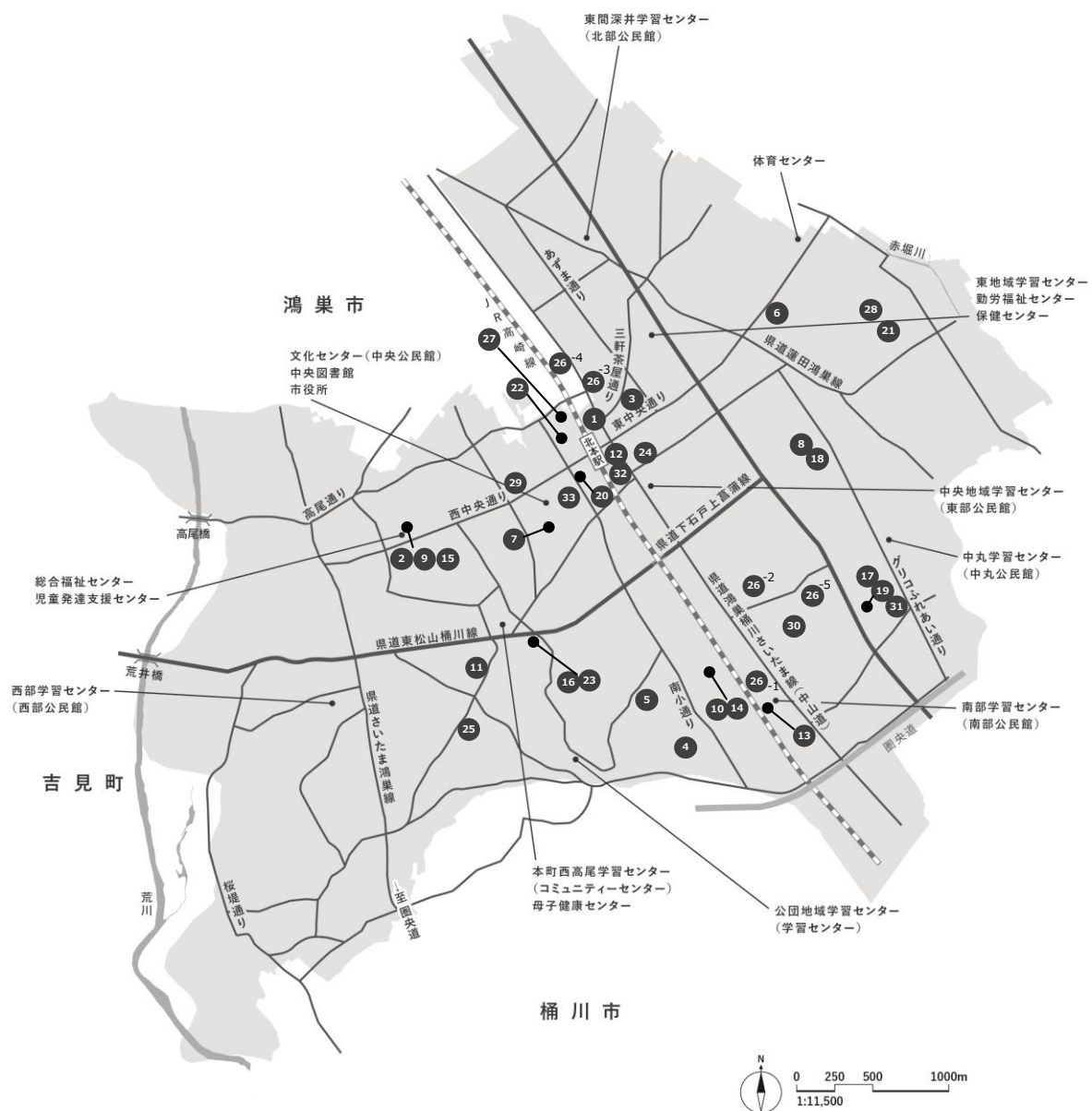
サービスの種類	事業所・施設の名称		主たる対象者				
			特定 なし	身体	知的	精神	障がい児
児童発達支援	⑮	北本市立児童発達支援センター					○
	⑳	こばんはうすさくら 北本教室					○
	㉑	Lino					○
	㉓	イイタス北本教室					○
	㉔	障がい児通所支援事業所 びおもすキッズ					○
	㉕	gleam					○
	㉖	放課後等デイサービス ウィズ・ユー北本					○
	㉗	きたもとの森					○
放課後等 デイサービス	㉑	Lino					○
	㉒	こども支援センターいろは					○
	㉓	放課後等デイサービスすきっぷ					○
	㉔	放課後等デイサービスじゃんぷ					○
	㉕	こばんはうすさくら 北本教室					○
	㉔	障がい児通所支援事業所 びおもすキッズ					○
	㉕	gleam					○
	㉖	放課後等デイサービス ウィズ・ユー北本					○
	㉗	きたもとの森					○
保育所等訪問支援	⑮	北本市立児童発達支援センター					○
	㉓	イイタス北本教室					○
障害児相談支援	⑭	相談支援事業所ぽぽろ					○
	⑮	北本市立児童発達支援センター					○
	⑯	障害児相談支援室スマイルすきっぷ					○
	⑰	生活相談支援センターしゃろーむ					○
	⑱	相談支援事業所あすなろ					○

サービスの種類	事業所の名称	
委託相談支援 (障害者相談支援 事業)	⑰	生活相談支援センターしゃろーむ
	⑱	相談支援事業所あすなろ
	／	生活支援センター夢の実(鴻巣市内)
基幹相談支援 センター*	⑲	鴻巣・北本地域 障がい者基幹相談支援センター(北本事務所)
地域活動支援 センター*	㉔	北本市地域活動支援センターかばざくら
	／	生活支援センター夢の実(鴻巣市内)
障害児(者)生活 サポート事業所	㉗	ワーカーズコレクティブてとて

※ ○囲み数字は、次ページの北本市障害福祉サービス等事業所マップの位置に対応しています。

(令和6年2月1日現在)

■北本市障害福祉サービス等事業所マップ



ようごせつめい
(8)用語説明

	用語	内容	関連ページ
あ	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子ども。	1,26,35,36,41,56,70,71,99
	インクルージョン	包容を表すことば。 障がい者が分離や隔離をされることなく、必要があれば支援を受けて、社会に完全に参加できること。	3,34,35,36
か	基幹相談支援センター	相談支援体制の強化を目的として設置された相談機関。地域における相談支援の中核的な役割を担い、障害者相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、地域の相談支援従事者に対する助言等の支援者支援、自立支援協議会の運営への関与を通じた地域づくりの業務等を総合的に行う。	2,26,27,37,38,46,64,76,77,81,96,103
	圏域	施策の推進・連携を図る観点から、市町村により広域的な行政単位として県内を10地域に分けた「障害保健福祉圏域」が設定されている。北本市は県央障害保健福祉圏域(鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町)に含まれている。	26,29,30,34,35,36,68,91
	高次脳機能障がい	外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障がい者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障がい者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。 埼玉県では、総合リハビリテーションセンター内に高次脳機能障害者支援センターを開設し、障がい者本人やご家族、関係機関からの相談に対応する総合相談窓口を設置し、各種の支援をしている。	目次,2,47,56,57,59,71,75
	工賃	就労継続支援B型事業所等が利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を支払うもの。	57
	合理的配慮	障がい者の日常生活や社会生活において障壁となるような社会の中の事物、制度、慣行、観念などのあらゆる社会的障壁を除去するために、個別のニーズに応じて行われる、必要かつ適当な変更及び調整	1,3

	用語	内容	関連ページ
		で、かつ、不均衡・過度な負担がないもの。	
さ	児童発達支援センター	地域の障がいのある児童が通所し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。令和6年4月から、福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」の一元化が行われる。	18,26,34,35,36,73,102
	社会的障壁	障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの。	80
	自立支援医療	障害者総合支援法による医療給付であり、原則90%の医療費を医療保険と公費で負担し、自己負担は10%となる制度。ただし、所得に応じて上限額がある。内容は次の3種類。 (1)身体に障がいのある児童またはそのまま放置すると将来障がいを残すと認められる疾患がある児童の治療に給付される育成医療。 (2)身体障がい者が機能障がいを軽減または改善するための医療に給付される更生医療。 (3)精神障がい者が精神疾病の治療のために通院する場合の費用を負担する精神通院医療。	6,9
	自立支援協議会	地域の関係機関等が集まり、障がい者等の支援体制に関する課題共有し、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障がい者等の支援体制の整備を図ることを目的として設置された協議の場。 個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っている。	26,38,46,63,71,75,76,77,80,81,92,93,99
	自立した生活	障がいのある個人が、必要な手段をすべて提供されて、自分の人生を自分で選択しコントロールし、自分の人生に関するあらゆる決定を下して、地域で生活ができること。	1,2
	障害者基本法	障がい者施策を推進する基本原則とともに、施策全般について基本的事項を定めた法律。法律の対象となる障がいを身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がい	4,5

	用語	内容	関連ページ
		がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものと定義している。国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。	
	障害者総合支援法	正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。平成25年4月施行。障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を行い、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。 令和4年12月の改正(令和6年4月1日施行)では、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上の推進、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化、⑤障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースに関する規定の整備等の措置を講ずることとされた。	目次,1,4,5,6,39,79
	障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題について、障がいのある人等からの相談に応じ、必要な情報提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な支援を行う事業。	81
	障害者の権利に関する条約	あらゆる障がいのある人の尊厳と権利を保障するための人権条約。	1
	身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める障害程度に該当すると認められた場合に本人(15歳未満は、その保護者)の申請に基づいて交付されるもので、各種のサービスを受けるための証明となる。手帳の等級には、障	7,8,12

	用語	内容	関連ページ
		がいの程度により1級から6級がある。	
	精神障害者保健福祉手帳	一定の精神障がいの状態にあることを証明するもので、本人の申請に基づいて交付される。手帳を取得することで、各種のサービスが受けやすくなる。手帳の有効期間は2年で、障がいの程度により1級から3級がある。	7,8,12
	成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分であるために法律行為における意思決定が不十分または困難な者について、その判断力を補い保護支援する制度。法定後見制度と任意後見制度の二つからなる。平成11年の民法の改正等において、従来の禁治産、準禁治産制度が改められ、自己決定の尊重、残存能力の活用、ノーマライゼーション等の新たな理念のもとに、柔軟かつ弾力的な利用しやすい制度として構築された。	6,79,82
た	地域活動支援センター	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とした施設。	6,79,88,103
	地域生活支援拠点	障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談・体験の機会・緊急時の対応等、必要な機能を備えた障がいのある人の地域生活を支援する体制。	2,25,29,30,41,64
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制。	25,41,74,75,99
	特別支援学級	教育上特別な支援を必要とする児童・生徒に対し、障がいによる学習又は生活上の困難を克服するための教育を行う学級。	10
	特別支援学校	学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者(身体虚弱者を含む。)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。	10,34,35,48,52,57,67

	用語	内容	関連ページ
な	難病	障害者総合支援法上は、「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と規定されている。	目次,2,9,57,83,84
は	発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がい並びに行動情緒の障がい対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものがこれに含まれる。	目次,2,41,72,73,75
	ピアカウンセリング	カウンセリング技術を身に付けた障がいのある人が、自らの体験に基づいて、他の障がいのある人の相談支援にあたり、問題解決のための助言を行うこと。	81
	ピアサポート	ピア(peer)とは、「仲間、同輩、対等者」という意味で、一般に同じ課題や環境を体験する人がその体験から来る感情を共有することで、専門職による支援では得がたい安心感や自己肯定感を得られることを言う。身体障がい者自立生活運動で始まり、知的障がいや精神障がいの分野でも定着し始めている。	72,73,75,81
	ペアレントメンター	メンターとは「信頼のおける仲間」という意味で、発達障がいの子どもの育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック作り、情報提供等を行う。	72,73
ら	療育手帳	知的障がいがあると判定された人に対して交付されるもので、一貫した指導・相談とともに、各種のサービスが受けやすくなる。地域によっては、「愛の手帳」「みどりの手帳」などの名称が使われ、障害程度の区分も各自治体によって異なる。 なお、埼玉県においては、○A(最重度)、A(重度)、B(中度)、C(軽度)の4つの区分がある。	7,8,12

北本市第七期障害福祉計画
北本市第三期障害児福祉計画

発 行 令和6年3月
埼玉県北本市

編 集 北本市福祉部障がい福祉課
〒364-8633 埼玉県北本市本町1-111
Tel 048-591-1111(代表)
FAX 048-592-5997